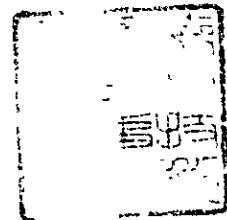


東南アジア

経済協力関係法令集

フィリッピン



1960

アジア協会

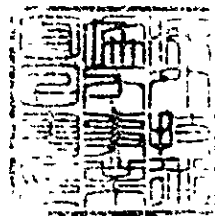
調査統計課

LIBRARY

JICA LIBRARY



1045517[8]



調査統計課

東南アジア

経済協力関係法令集

フィリピン

1960

アジア協会

国際協力事業団	
受付 月日 '84. 5. 25	118
登録No. 107896	4931
	APSO

は し が き

東南アジア諸国をはじめ低開発地域の国々は、戦後政治的独立を獲得するとともに、経済的自主達成をめざして長期経済開発計画を樹立し、これを推進せしめているが、民族資本及び技術等の欠乏のため、その実現には外国資本の参加、それも自国の政治的・経済的自主性を確保し、自国経済の近代化に寄与し得る外国資本の参加を要望している。

わが国の東南アジア等諸国に対する経済協力が強調されている折柄、このたびアジア協会において、これ等諸国の外資導入関係法、企業関係法、外国為替管理法、出入国管理法及び憲法上の経済条項等々、経済協力に関する重要関係法令をとりまとめて刊行することとした。経済界はもとより、広く海外経済協力を推進せられんとする向きの参考に供することを得るならば幸甚である。

なお、この編集作業は短日月に取りまとめた関係上、内容につき不備を免れぬと思うが大方の御叱正をこうとともに、更にこれら新興諸国の法令が日を追うて改定され、体系化されつつある現状に鑑み、今後ともアップ・トゥ・デイトな資料の蒐集に基づき、一層内容の充実された法令集の刊行が望まれる次第である。

この機会に貴重な資料の提供及び法令の翻訳並びに監修に御協力下さった方々に謝意を表するものである。

昭和 35 年 3 月

社団法人 アジア協会
会長 小 林 中

推 奨 の こ と ば

低開発国の経済的發展が、世界の安定的平和増進のために極めて重要であることが認識され、各国ともアジア、アフリカ等低開発地域に対する経済協力ないし技術援助をますます活発化し、最近にはこのために国際的協調による努力がなされるに至っている。また低開発国側においては、その政治、経済上の自立と向上を目指して、先進諸国の資本・技術の受入とその効率的活用のため真摯な努力が続けられている。

わが国はその地理的歴史的事情から、アジアの各国の立場をよりよく理解し得る関係にあり、能う限りその發展に協力せんとしている。

この目的を達するためには、関係国の経済、社会、行政、文化等各般の事情がつねに詳細かつ的確に把握されていることが必要であるが、従来かかる調査がとかく不十分のうらみがあった。

社団法人アジア協会は、アジアその他の地域各国との経済技術協力の実施に著しい貢献をしているが、今般アジア諸国における外資、企業、輸出入、外国為替、課税、出入国等、経済協力に直接関係ある法令の蒐集刊行を企画実施されたことは、まことに時宜を得たものであって、関係業界その他各方面を裨益するところ蓋し多大なるものがある。

ここにこれを喜び、広く江湖に推せんする。

昭和 35 年 3 月

外務大臣 藤 山 愛 一 郎

目 次

第1章 総 論	1
第1節 総 説	1
第2節 フィリピン独立史	3
第3節 政 治	7
第4節 財政経済および経済開発計画	13
第5節 日本との関係	19
第2章 憲法における国家経済の根本原則	21
第1節 フィリピン憲法	21
第2節 国家経済の根本原則	25
第3章 外資導入関係法	29
第1節 総 説	29
第2節 外資導入法案	32
第4章 企業関係法	45
第1節 総 説	45
第2節 パートナシップ法	47
第3節 会 社 法	50
第4節 企業統制法	58
第5節 労 働 法	63
第5章 外国為替管理関係法	67
第6章 出入国関係法	71
英 文	83

第1章 総 説

第1節 総 説

フィリピン共和国は、アジア大陸の東南、マレー半島の東北部に散在する大小7,000余の島から成り、東は太平洋をへだててカロリン群島、北はバシール海峽をへだてて台湾、西は南シナ海をへだててアジア大陸、南はセレベス海峽をへだててボルネオおよびセレベスに隣接し、南北1,150マイル、東西1,700マイルにわたっており、総面積は115,600平方マイルで、日本の本州と北海道とを併せた面積にはぼひとしい。群島中最大の島はルソン (Luzon) 島とミンダナオ (Mindanao) 島で、フィリピンの総面積の63パーセントを占め、また、1平方マイル以上の島は466島にすぎず、他は岩礁だけの無人島が多い。

地勢的には、大きな島を除き一般的に山が多く、全島は南北に通ずる太平洋火山系に属している。ただ、マニラ湾頭のマリベレス (Mariveles) 山、コレヒドール (Corregidor) 島の世界的低火山タールは、スルー (Sulu)、ネグロス (Negros) 火山とともに、独立の火山帯に属するものとされている。海岸線は日本より長い(18,533キロ)、遼浅なため良港に乏しく、また河川には、ミンダナオ河 (ミンダナオ島, 531キロ)、カガヤン河 (Cagayan, ルソン島, 354キロ)、アグサン河 (Agusan, ミンダナオ島) 等があり、いずれも雨量に富んでいるのと森林・山地の起状が多いため、一般に水量は豊富である。

人口は2,400万 (1958年推定) で、その中ルソン島に50パーセント、ヴィサヤ諸島に35パーセント集中している。都市人口は、マニラ市118万人、そ

第1節 総 説

の他10万人以上都市として、セブ、ダバオ、バクロット、プサイ市等がある。

フィリピンの民族は、42~43の部族的集団から構成されているが、大別してネグリート (Negrite) 族、インドネシア (Indonesian) 族、マレー (Malay) 族に分けられ、そのうちネグリート族は、フィリピンの先住民族であり、また群島唯一の黒人で世界の矮軀民族に属し、従前は全土に居住していたが現在25,000人と推定され、外来者のインドネシア、マレー人によって山地に追込まれ原始生活を送っているが、森林開拓とともに次第に滅亡の過程を辿っている。インドネシア族は、ネグリート族に次いで渡来した民族で約20万人と推定され (1948年) 最も原始的な農耕を営んでいるが、現在ではマレー族と混血し純粋のインドネシア族をみることは困難である。マレー族は、最後に渡来した民族でネグリート、インドネシア族より優秀な文化を有していたため、これらの民族を山地に追払い、フィリピン人の大部分はこのマレー族に属する。このほかに、華僑 (30万)、メスティソ (Mestizo スペイン人・華僑・アメリカ人・その他の外国人とフィリピン人との混血) がいる。

従来、フィリピンでは、住民を分類する場合、宗教を基準として、キリスト教徒と非キリスト教徒とに分ける方法がとられて来たが、この方法により分類すると、キリスト教徒 (大部分がカトリック) が全人口の91パーセント、回教徒 (主としてモロ (Moro) 族) 4パーセント、その他の異教徒 (イゴロット (Igorot)、イフガオ (Ifugao)、カリंगा (Caringa) 族等) 5パーセントの割合となっている。なお、言語は87群に分れ、現在フィリピンの国語は、マニラ近辺で使われているタガログ (Tagalog) 語とされているが、スペイン語、英語も公用語として認められている。

第2節 フィリピン独立史

現在のフィリピン群島にフィリピンの名称を与え、単一の地域としてまとめ上げたのはスペイン人である。フィリピンは13世紀頃から日本、中国、ジャワ、スマトラ、シヤム、ボルネオ等との間の交易は非常に盛んであったが、ヨーロッパ人の最初の到来は、世界1週の出発1521年4月7日にセブ島に上陸したフェルジナンド・マゼラン (Ferdinando Magellan) である。彼はマクタン (Mactan) 島で戦死したが、この遠征隊の報告によってフィリピン群島の存在を知ったスペインは、その後数次にわたって遠征隊を送った。しかし、現住民の反抗あるいはまたセレベス海域に進出したポルトガル軍の妨害等の困難を重ねた上、ようやくマゼラン渡来後50年をへた1571年に全島を平定、首都をマニラにおく植民地を建設することに成功し、約330年の間スペインの統治下におかれた。

スペインがフィリピンを領有せんとした目的は、原住民のキリスト教化ということにあり、そのためスペインのフィリピン統治は、いわゆる政教一体で、僧侶の勢力は官吏のそれをしのぎ、その結果、住民は僧侶の専横に苦められた。

フィリピン人のスペイン統治に対する反抗は、19世紀中項に至って活発となり、1872年のカビテ (Cavite) 海軍工廠の暴動に際し、スペイン政府はスペイン派遣僧侶とフィリピン人僧侶とに関連させて3人のフィリピン人僧侶が処刑された。この事件は民族独立運動の大きな契機となり、1891年には、ホセ・リサールが香港に独立運動の支部を結成し、さらにフィリピン本島にも波及したため、スペイン政府は、リサール運動が拡大することを恐れ、1896年反逆罪として処刑した。また、1896年には、ボニファシオ (Bonifacio) を盟主とする秘密結社カチプナン (Katipunan) が叛乱を起し失敗はしたが、

第2節 フィリピン独立史

当時既に独立の機運が全島に浸透するに至った。1897年8月エミリオ・アギナルド (Emilio Aguinaldo 健在) は、カビテに反旗をひるがえしてフィリピンの独立を宣言した。当時スペイン政府は、キューバとの関係が緊迫していた上に、フィリピン国内での叛乱に次ぐ叛乱に疲れはてていたため、宗教命令の撤廃、内政の改善、170万ペソの提供をもって和を講じ、アギナルドを香港に追放せしめて焦眉の急を脱した。

1898年4月キューバの独立をめぐる米西戦争が勃発するや、アギナルドは、シンガポール駐在のアメリカ領事を通じ、アメリカから武器の供給を受けてカビテに上陸し、アメリカ軍と協力してスペイン軍を破り、同年6月再びフィリピンの独立を宣言した。ところが、アメリカ軍司令官は、アメリカ本土からの援軍が到着したため、同年8月のマニラ攻撃にはアギナルド軍の参加を許さず単独で攻略したので、フィリピンはアメリカの背信であるとして両国の関係は悪化した。そして、同年10月にパリ講和条約が締結され、スペインはフィリピンを2,000万ドルでアメリカに譲渡し、330年にわたるスペイン統治は終わった。

1899年1月、アギナルドは、マニラ北方のマロロス (Malolos) に革命政府の本部をおき、フィリピン共和国憲法を布告して自ら大統領に就任した。ところが、アメリカ大統領マッキンレー (Mackinley) は、フィリピン人には現在独立の能力はなく、従って、独立の時期が到来するまでであると声明して独立を許さず植民地とした。そのため、アギナルドらは、先にシンガポールおよび香港駐在のアメリカ総領事のなした独立援助の約束に違反するとしてアメリカに抗議したが容れられず、フィリピン軍のマニラ市に入ることさえも許されなかった。同年2月に入り両軍対峙の険悪な空気は爆発し、遂に砲火を交えるに至ったが、フィリピン軍は敗北、マロロスも占領され、翌1900年、3月アギナルドは捕えられ、アメリカの主権を認めたので独立政府は消滅し

た。

アメリカのフィリピン統治は、当初軍政下においたが、1901年7月ウィリアム・タフト (William Taft 後に大統領) を初代民政総督に任じ、翌7月には軍政は廃止された。1902年にはワシントンに2名の駐米委員をおくことが決められ、1907年には民選議会の設立、1916年にはジョーンズ自治法が制定され、フィリピン委員会は、全島を12区とした選挙区から各2名計24名の議員から成る上院、民選議会は下院に改められ、フィリピン人参政の門戸は大幅に開放されるに至った。その後、駐米委員の活躍、独立獲得使節団の派遣等があり、フィリピン独立運動は絶えず行われた結果、1933年1月には、ヘーア・ホーズ・カッティング法 (Hare-Hawes-Cutting Act) がアメリカ議会を通過したが、同年10月フィリピン議会はこれを否決してさらに大幅な独立を要求した。1934年3月、アメリカ議会は、10年後にはフィリピンを完全に独立せしめるというタイディング・マクダフィー法 (Tydings-McDuffie Act) を制定し、5月1日フィリピン議会はこれを受諾し、次いで5月14日憲法会議を開催して憲法を定めた。そして、憲法の規定に従い1935年11月15日フィリピン連邦 (Commonwealth of the Philippines) 独立準備政府が樹立され、初代大統領としてマヌエル・ケソン (Manuel Quezon)、副大統領としてマルヒオ・オスマニャ (Sergio Osmeña) が選任された。

1941年12月10日北部ルソンに上陸した日本軍は、マニラ、次いでコレヒドールを陥して全島を占領し軍政を布き、1943年9月元上院議員ラウレル (Laurel) を長とする独立準備委員会によって新憲法が用意され、国民議会はこれを承認しラウレルを大統領に選出した。かくして、1943年10月14日フィリピンは日本によってその独立を与えられ、それとともに日本軍政も廃止された。しかし他方、日本軍占領中に農民を中心とする抗日団体 (フクバラハップ (Hukubalahap) 団) を結成して対日ゲリラ戦を続ける一方、ゲリ

第2節 フィリピン独立史

ラの政府首脳はアメリカに亡命政府を作っていたが、日本の敗戦とともに、1944年10月に帰国し、翌45年2月28日マラカニアン (Malacañan) 宮においてオスメニヤ亡命政権のフィリピン帰還式が行なわれた。そして、1946年4月総選挙が実施され、リベラル党のロハス (Manuel Roxas) が大統領に当選し、1946年7月4日アメリカから独立した。

第3節 政治

1. 総説 フィリピンは、他の東南アジア諸国よりも長い政党政治の経験をもっている。独立以前には、ナショナルリスタ党 (Nationalista Party) と国民協同党 (Collective Nationalista Party) との対立が政界の支配的潮流であり、その他人民戦線党、急進党、近代党等の少数政党が多数あったが、独立後は、1946年4月の大統領選挙の際、与党であるナショナルリスタ党の上院議員ロハス (Roxas) は、ナショナルリスタ党を離脱してリベラル党 (Liberal Party) を結成し、ナショナル党の正副大統領候補オスメニヤ (Osmeña) およびロドリゲス (Rodriguez) を破って大統領に当選したが、在位1年にして死亡し、副大統領キリノ (Quirino) が大統領昇格した。

1951年に行なわれた上院議員3分の1 (8名) の改選において、与党のリベラル党は大敗し、ナショナルリスタ党が8名の議席全部を占めるに至ったため、上院はナショナルリスタ党の支配するところとなった。

1953年の大統領選挙の結果、ナショナルリスタ党のマグサイサイ (Ramon Magsaysay) が大統領となり、ガルシア (Carlos P. Garcia) が副大統領になった。マグサイサイは内外の政治において成功を収め、国民の信頼もあったが、1957年3月17日飛行機事故のためセブ島で不慮の死を遂げたため、憲法第7条8款の規定により、副大統領ガルシアが大統領の職務を継承した。

1957年11月の正副大統領上院議員の3分の1 (8名)、下院議員全員 (102名) の改選が行なわれ、大統領にはナショナルリスタ党のガルシアが、副大統領には、マカバガル (Diosdado Macapagal) がリベラル (野党) から選出された。なお、現内閣の閣僚は、つぎの如くである。

大統領 カルロス・ピー・ガルシア (Carlos P. Garcia)

副大統領 ディオスタード・マカバガル (Diosdado Macapagal)

第3節 政 治

外務大臣	フェリクスベルト・エム・セラノ (Felixberto M. Serano)
大蔵大臣	ドミナドール・エム・アイトナ (Dominador M. Aytona)
法務大臣	アレホ・マバナク (Alejo Mabanag)
農業・天然資源大臣	セザール・エム・フォルティッチ (Cesar M. Fortich)
公共事業・運輸・通信大臣	フロレンシオ・モレノ (Florencio Moneno)
文部大臣	ホセ・イー・ロメロ (Jose E. Romero)
労働大臣	アンヘル・エム・カスターニョ (Angel M. Castano)
国防大臣	アレホ・エス・サントス (Alejo S. Santos)
保健大臣	エルピデオ・ヴァレンシア (Elpidio Valencia)
商工大臣	マヌエル・リム (Manuel Lim)
庶務大臣	アレハンド・デー・アルメンドラス (Alejandro D, Al-mendras)
官房長官	ナタリオ・カスティリオ (Natalio Castillo)
国家経済審議会長	ホセ・シー・ロクシン (Jose C. Locsin)
予算委員長	ファスティノ・サイチャンゴ (Faastino Sy-Changco)
国家経済調整庁長官	ファン・オー・チオコ (Juan O. Chioco)
社会厚生長官	アムパロ・ピー・ヴィラモール (女史 Amparo P. Vil-lamor)
国家科学振興庁長官	パウリノ・ジェー・ガルシア (Paulino J. Garcia)
情報長官	ホセ・シー・ナーブル (Jose C. Nable)

2. 政 体 フィリピンは立憲共和政体で、国号をフィリピン共和国 (Republic of the Philippines) と称し、共和国憲法は、「フィリピンは共和国であり、主権は国民に存し、一切の統治権は国民から発する」旨規定している。(2条)。

第1章 総論

フィリピンの政治機構は、アメリカから継承したもので、立法権は上下両院によって構成される国会、行政権は大統領、司法権は最高裁判所および下級裁判所に属し、完全な三権分立主義がとられている。選挙権は男女ともにあり、両院とも一般普通選挙によって選ばれる。

3. 立法 立法権は国会にあり、国会は上院・下院によって構成される。

上院は、公選議員24名によって組織され、任期は6年、被選挙資格は35歳以上で、選挙直前2年以上引続きフィリピン共和国に在住しているものに限られ、2年毎に3分の1ずつ改選される。

下院は、120名を超えない議員で組織され、議員は各州から最低1名以上を住民の数に応じて選出される。任期は4年、被選挙資格は25歳以上で、選挙直前引続き1年以上の選挙区に在住したものに限られる。

下院は、歳出・歳入法案、関税法案、公債増額授權法案、地方債法案、私法案等につき先議権を有し、上院は、修正提案、賛成をなすことができる。

4. 行政 行政権は大統領に属し、任期は4年、同一任期の副大統領とともに主権者たる国民によって直接選挙されるが、同一人が引続き8年以上在任することはできない。

大統領および副大統領の被選挙資格は、生来のフィリピン人で選挙権を有し、年令40歳以上で選挙直前10年以上フィリピン共和国に住所を有したものでなければならない。

大統領の職務権限は、

- (イ) 各省・部局の統帥監督
- (ロ) 国軍の統帥、危急、公安上必要ある場合に戒嚴権の発動、人身保護令の特権停止
- (ハ) 各省長官・高級公務員・武官の任免（国会任命委員会の同意必要、

第3節 政 治

国会休会中は国会の追認を条件として任免)

- (㉑) 国政状況の国会に対する報告
- (㉒) 刑の執行猶予, 減刑, 赦免, 罰金・没収の免除, 大赦 (国会の同意必要)
- (㉓) 条約締結 (上院総議員の3分の2以上の多数の同意必要), 大使・公使・領事の任命 (国会任命委員会の同意必要), 外国の大使・公使の授受

(1) 中央行政機構

中央行政組織は, 大統領の下に行政事務を各省に分配し, 各省の長官はその主管事務につき最高の行政官庁である。

行政各省は, 外務, 大蔵, 法務, 商工, 農業・天然資源, 公共事業・通信・運輸, 文部, 労働, 国防, 保健, 庶務の11省と, 別に省とみなされる大統領府 (補佐機関として副大統領府) がある。

大統領府には, 官房, 予算委員会, 文官任用局, 社会厚生福祉局, 大統領の諮問機関として, 国家経済審議会 (National Economic Council), 国家情報調整事務局 (Office of National Intelligence Coordinating Agency), 国家計画委員会 (National Planning Commission) 等がある。

(2) 地方行政機構

地方行政区劃は, 州 (Province), 副州 (Sub-province), 町 (Municipality) および特別市 (Chartered city) に分かれ, 自治制を採っている。

(i) 州 住民の文化程度によって, 正規の州 (Regular Province) と特別州 (Special Province) とに分れ, 前者は州法, 後者は特別法によって統治される。

現在, 全島は52州に区劃され, 州は, その年平均収入によって5等級に

第1章 総論

分けられ、立法機関として、2名の州参事会議員および知事によって構成される州参事会、行政機関として州知事があり、任期はいずれも4年で住民の直接選挙によって選ばれる。

(ロ) 町 町法によって運営され、その年平均収入によって5等級に分けられ、立法機関として町長、副町長および参事会員によって構成される町参事会、行政機関として町長がある。

(ハ) 特別市 特別法によって設置される地方行政上の一単位で、その改廃は国会が行なうが、現在特別市には、マニラ市他22市がある。市の立法機関として市参事会、行政機関として市長があり、任期は4年で、マニラ、オサミス、パコロド市の市長のみ住民の直接選挙、その他は、大統領が国会任命委員会の同意をえて任命する。

5. 司法 司法権は、最高裁判所および法律に従って設置される下級裁判所に属する。

最高裁判所は、長官および10名の裁判官によって構成される。上告審裁判所としての役割のほか憲法裁判所としての職能を有し、特に条約、法律、命令が憲法に適合するか否かの審理については、最高裁判官全員の出席を要し、その3分の2以上の賛成がなければ違憲を宣うことができない。

最高裁判所の裁判官および下級審裁判所の裁判官は、国会任命委員会の同意をえて大統領が任命し、70歳に達するか、職務の執行不能となるまでは、不謹慎の行為のない限り、その身分の独立性が保障されている。

6. 政党 政党および党派別議席数は次の如くである。

ナシヨナリスタ党 (Nationalista Party)—与党

リベラル党 (Liberal Party)—野党

プログレシブ党 (Progressive Party)—野党

ナシヨナリスト・シチズン党 (Nationalist-Citizen Party)—野党

第3節 政治

	(上院)	(下院)
ナショナルリスタ党	17	83
リベラル党	5	19
プログレシブ党	0	0
ナショナルリスト・シティズン党	2	0
計	24	102 (1951年12月現在)

リベラル党は、1946年ナショナルリスタ党から分離したもので、プログレシブ党は、1957年の選挙の際ナショナルリスト党から脱党した前関税長官マナハン (Manuel P. Manahan), 元農相アラネタ (Vicente Araneta) 等によって新たに結成されたもので、ナショナルリスト・シティズン党は、1950年にリベラル党から脱党した上院議員タニャーダ (Lorenzo M. Tañada) によって結成されたシティズン党に、1957年選挙の時ナショナルリスタ党から脱党した上院議員レクト (Claro M. Recto) 派が合体したもので、いずれもナショナルリスタ党から派生したものであり、各党間には截然とした政策の差は認められない。なお、対日抗戦時代に生まれたフクバラハップ団 (Hukbalaxap) は、共産党系の団体であったが、1946年6月25日ロハス大統領時代に大統領令をもって非合法化され、武装反乱を起し一時はかなり勢力を得ていたが、マグサイサイが国防相に就任以来その平定に成功し、現在は無きに等しい状態である。

第4節 財政経済および経済開発計画

1. 財政経済 フィリピンの経済構造は、農業を他のアジアの後進諸国と同様に基幹産業としており、労働生産性が低く、資本蓄積の少ない、かつての本国との貿易取引の比重が極めて大きい経済構造をなし、砂糖、アバカ、ココナットを主とする農産物をアメリカに輸出し、工業製品を輸入することによって経済は運行されており、フィリピン全貿易額の約70%は対アメリカ取引によって占められている。

第2次大戦によりフィリピン経済は甚大な被害を受け、破壊状態から急速にフィリピン経済を復興させるため、アメリカ軍は、終戦後の数年間に19億ドルの救済援助資金として1億4,000万ドルの財政援助資金を支出し、また、復興金融会社は7,500万ドルをフィリピン政府に貸付け、さらに、総額6億2,000万ドルの戦災補償を規定した復興法が独立の日に施行された。このほかに、アメリカ政府の支出や兵士年金も多額のドル収入源であった。これらによって、フィリピンの食糧、消費材の入超は決済され、国民は消費を破局的に低下をさせることなしに復興へと進みえたのである。他方、投資も終戦直後の数年間は、主として不動産や商業の部門において、民間資本による復旧や在庫補充が盛んに行われ、外国資本も破損工場や商社の復旧のために導入された。政府資本は、商工業復興のため1945年から5年間に約3億2,500万ペソが支出され、紙、合板、農機具、繊維、肥料、アルコール、セメント、皮革の諸産業の復興に寄与した。

こうして国民所得は、1946年の44億ペソから1950年には61億ペソ（1937年=100として、97.5%に当る）へと回復し、経済はほぼ戦前の水準に復興した。そして、フィリピン経済は、この1950年を境として復興から開発・発展へと大きく転換した。すなわち、1950～54年経済復興開発計画が本格的なス

第4節 財政経済および経済開発計画

タートを切って着手された。しかもその計画は、朝鮮動乱しブームの波に乗って、極めて順調に進み、農業、鉱業生産ともにめざましい上昇を示し、1948～53年の間に、国民所得は約30%増加し、同じく農業生産も30%戦前の水準を上回り、また、工業部門では多くの新企業が続出し、国民所得に対する工業の比重は、1947年～49年の11.5%から1953年には16.1%に達した。このような基盤を背景として1954年には、野心的な経済開発5カ年計画（1954～59年）が企画立案され、1955年から実施された。

しかし、このようなすばらしい経済の発展のかけにかくれて成長してきた大きな問題、すなわち、インフレの進向と外貨の流出が表面化して来た。そこで経済開発5カ年計画は修正され、1959年1月に国家経済審議会（N.E.C.）が作成、同年3月5日に大統領に提出された「社会経済発展3カ年計画」（1959年7月～62年6月）が、同年8月に発表された。

2. 経済開発計画 戦後、フィリピンでは、つぎのような経済開発計画がたてられた。

(1) ベイスター・プラン アメリカのH・E・ベイスター会社の監督のもとに国家開発会社が1947年10月ロハス大統領に提出した産業復興開発計画で、所要資金約11億6,700万ペソ、期間は15年であった。

(2) ヒッペン・プラン 1947年6月、米比合同財務委員会のトーマス・ヒッペン委員の発表した5年計画（1948年～52年）で、所要資金は19億6,200万ペソであった。

(3) 1947年経済復興開発計画 米比合同委員委員会の勧告に従ってフィリピン政府が水力発電および肥料計画に対する借款を国際復興開発銀行に申請した際、政府が同銀行に提示した経済開発5カ年計画（1949年～53年）で、所要資金は約18億4,900万ペソであった。この計画は、1949年になってフィリピン貿易が不振におちいり、他方、アメリカ政府の援助も減少して

外貨事情が悪化し、販政も大幅の赤字を示し、資金面でも行詰りを生じたので、計画は全面的に改訂が加えられた。

(4) 1950年改訂経済復興開発計画 上述のような理由によって改訂されたこの計画では、1950年～54年までの5年間に上述計画の資金の約50%に相当する9億7,590万ペソの資金投下が予定され、そのうち、43%の4億2,000万ペソを外貨資金でまかない、残りの57%の5億5,600万ペソを国内資金の動員に求めた。投資の重点は、農業部門における自給食糧の増産に向けられ、このほか、電力、燃料、運輸、通信等の外部経済への投資も全体の1/4を占めていた。また、この計画による工業化の目標としては、軽工業を中心とし、まずドル外貨の節約に寄与するもの、つぎに投資効果の早くあらわれるもの、ついで輸入依存度の低いものを優先することとなっていた。

この計画は、初年度において朝鮮動乱の勃発と、それに続くブームの到来という絶好の好条件に支えられて順調な推移を示し、フィリピン産業全般にわたって生産向上が記録された。

(5) マグサイサイ政府経済開発5ヵ年計画 1950年の経済開発5ヵ年計画の終了に先立ち、国家経済審議会会長フィレモン・ロドリゲスは、1954年2月、新政府の経済開発5ヵ年計画を同審議会において立案中である旨を明かにしたが、同年3月マグサイサイ大統領は、右計画を遂行する決意を表明した。しかし、この計画に対しては、米比兩國の有力な経済専門家の間から批判が起り、1954年7月1日の計画実施期日をすぎてもなお検討が繰返されているといった状況のため、政府は遂に1955年1月、中央銀行総裁を議長とし8名の委員からなる国家経済計画委員会を設置して計画案を再検討させることになった。

(6) 新経済開発5ヵ年計画 国家経済計画委員会の設置は、国家経済審議会と重複することとなるので、むしろ審議会を再組強化した経済開発計画

第4節 財政経済および経済開発計画

の再検討をなすべきであるという意見が起り、1955年7月に従来の国家経済審議会（PHILCUSA — アメリカとの経済・技術協力協定にもとづくアメリカ援助審議会）、経済計画委員会および関税委員会のそれぞれの機関業務を統合吸収し、新しく強力な国家経済審議会（National Economic Council）（N.E.C.）が設置された。そして同審議会によって作成された計画案が議会に提出された。それによると、計画期間は1957年～61年とし、計画目的として、国民所得の引上げ（5%～7%増加）、雇用の増大（75万～80万人の失業救済）、生活水準の向上、農業、鉱工業の開発、外国貿易および社会開発を図ることで、所要資金は総額52億ペソ、資金調達は政府投資15億6,000万ペソ、民間投資36億4,000万ペソである。

(7) 経済社会発展3ヵ年計画 1959年1月、国家経済審議会（N.E.C.）において立案作成され、同年3月5日大統領に提出、同年8月発表された新経済開発計画である。

この計画は1959年7月～62年6月までの3年を対象とし、これまでの計画が5年であったのに比べて著しく相違しているが、計画立案にあたり同審議会は、5年という長期にわたる場合にはあまりに非現実的なものとなりやすいため、その目標を比較的短い期間においたものといわれている。そしてこの計画は、全文12章からなり、それぞれ現状分析、問題点と今後の見通し、勧告の各事項に分れ、その内容はつぎのごとくである。

(4) 計画目標 資源の活用と生産能力の拡大を通じて、増加する人口に雇用の機会を与え、生活水準を向上せしめることである。

(a) 農林業・漁業計画

(i) 農業——養糧自給度の向上、国内工業に必要な原料の供給増大、輸出生産増大

(ii) 林業——森林資源の保護と、その有効適切な利用

(iii) 漁業——漁業育成のため、賠償を通して漁船その他の資材の入手、深海漁業の実験、測量のための国連による技術援助、真珠養殖のための合併事業の勧告

(iv) 鉄工業計画 国内資源をもって必要とする原材料を作り出すこと、および既存設備の活用、すなわち、稼働率を1957年の52%から1962年に80%まで高めることに重点をおいている。そのための優先業種として、つぎのようなものを挙げている。

- (i) NASSCO による製鉄所建設
- (ii) 銅精錬所およびニッケル・合金鉄等の生産工場建設
- (iii) 肥料、苛性ソーダ、工業爆薬等の化学工業
- (iv) セメント、ガラス、陶磁器等の窯業
- (v) 綿業その他の繊維工業
- (vi) パルプ製造および製紙業
- (vii) 缶詰製造、製粉、ココナット油精製等の食品工業
- (viii) 皮革工業
- (ix) 石油製精所の増設
- (x) 石炭資源の開発
- (xi) 家内工業の育成

(v) 建設部門 国内資金の最も大きな部分これにあてられているが、その約1/2は住宅その他の建築で、建築資金のほとんどは、民間資金に期待されている。

- (i) 電源開発——マリキナ・ダム、ミンダナオ島マリアクリスチナ発電所（第3・4）建設、マニラ電力会社の約6万kw増設
- (ii) マニラ鉄道の延長
- (iii) 船腹の拡充

第4節 財政経済および経済開発計画

(iv) 5,000 軒の道路建設

(v) 教室 (6,600), 病院ベット (1,000), 低所得者用住宅 (2,000) の増設

(vi) 貿易 特に目標を設定せず問題点の指摘と勧告に止まっている。すなわち、輸出については、アメリカ市場における特惠待遇の漸減を特に問題としており、輸出商品コストの引下げ、輸出商品構成の多様化、市場開拓、品質・規格の改善等を勧告している。

(vii) 計画資金 計画遂行に要する資金として、総額36億7,800万ペソが見込まれており、その供給源としては、民間資金65%、政府資金35%となっている。

なお、資金の部門配分は、建設部門 35.8%、製造工業部門 23%、農業部門 11.3%、運輸通信部門 9.3%、鉱業部門 4.5%、その他 16.1% となっている。

(viii) 必要外貨 計画達成には、毎年最低限度2億5,900万ドルの外貨を必要としているが、このような多額の外貨を新たに獲得することは容易なことではない。そこで計画においては、輸出の増加と対外借款を図る一方、輸入商品の国内生産化による外貨の節約を勧告している。

第5節 日本との関係

1. 賠償 フィリピンはサンフランシスコ平和条約に調印したが、批准は賠償問題の解決を条件としたため、1956年5月9日賠償協定がマニラにおいて調印され、同年7月23日平和条約批准書の交換によって発効した。賠償協定の概要および実施状況はつぎの通りである。

(1) 賠償協定・実施方式 賠償実施の方式は、ビルマと同様に直接方式によっている。

(イ) 5億5,000万ドルの賠償を、最初の10年間は年2,500万ドル平均、つぎの10年間は年3,000万ドル平均に行う。

(ロ) 5億5,000万ドル中、5億ドルは生産材、5,000万ドルは役務の形で供与される。

(ハ) 5,000万ドルの役務中、2,000万ドルは、協定発効の最初の5年間に毎年400万ドルずつ、通常日本がフィリピンに積出す生産物の加工にあてる。

(ニ) 協定成立前に中間賠償協定により日本政府の行った沈船引揚げ約650万ドルの分は、賠償協定に含ましめる。

なお、賠償協定とは別個に、経済開発のため、総額2億5,000万ドルに対する日比両国民間の貸付または類似のクレジットの設定を日比両国関係法令の範囲内で促進するよう政府間の取極めが行われた。

(2) 賠償実施状況 賠償は1956年12月から調達が開始され、1958年7月23日より第4年度に入っているが、同年未までの契約認証総額は約391億円、支払総額は約311億円に達している。

認証額の内容は、船舶、鉄道車輛、自動車等の機械類、鋼材、セメント、家内工業機械、セメント工場、紙パルプ工場、製材工場、その他各種プラン

第5節 日本との関係

トがその主要なものである。

なお、このほか、マリキナ河多目的ダム計画と電気通信設備拡張改良計画実施について必要される機械設備、物品および役務の支払にあてるため、賠償を引当とする借款交渉が妥結し、1959年9月7日、日比政府間に公文の交換が行われ、マリキノ計画350万ドル、電気通信計画1,230万ドルのクレジットを供与することとなった。そして、この計画に対する協力は近く具体化されるはずである。なお、借款供与の条件は、据置3年、7年延払、金利は民間ベースによるが、日本政府は、これが世界銀行の金利に近いものとなるよう努力することになっている。

2. 経済協力 現在実施中の民間経済協力としては、銅鉱山開発、鉄鉱山開発、木材開発等に対する協力が挙げられるが、これらはすべて融資の形をとり、直接投資の形をとっていない。それは、目下のところフィリピン政府は、日比合弁会社の設立ないし現地法人の設立を許可していないためである。

第2章 憲法上の国家経済に関する根本原則

第1節 フィリピン憲法

フィリピン共和国憲法は、前文、国土・原則の宣言・権利章典・国籍・選挙・立法府・行政府・司法府・弾劾・選挙委員会・会計検査院・公務員・天然資源の保存および利用・一般規定・改正・経過規定・フィリピン独立の宣言とともに救力を生ずる特別規定・連邦および共和国の18章および附則から成っているが、その中、国家経済に関する根本原則については、第13章 天然資源の保有および利用（1条～6条）、第14章 一般規定の第8条、憲法附則において定めている。

憲法前文

フィリピン国民は、正義、自由および民主主義の体制の下に、その理想を実現し、国家の伝統を保存発展させ、一般の福祉を増進し、われらおよびわれらの子孫のために独立の恵福を保障する政府を樹立するために、神助を祈願し、この憲法を制定し、かつ、発布する。

第13章 天然資源の保存および利用

第1条 フィリピンにおけるすべての公有の農耕地、森林および鉱山、水流、鉱泉水、石炭、石油、その他の鉱油、一切の潜在的エネルギーならびにその他の天然資源は、国有とする。その処分、採掘、開発および利用は、この憲法の下に設立された政府の始政の際現に有する権利、認可、貸借または特許による場合を除き、フィリピン国籍を有する者またはその資本の60%

第1節 フィリピン憲法

以上がフィリピン国籍を有する者によって保有される会社または団体に限りすることができる。天然資源は、公有農耕地を除いては譲渡することができず、いかなる天然資源の採掘、開発または利用に関する許可、特許または賃貸借も、灌漑、水道、漁業または水力開発以外の工業用のための水利権を除き、25年以上は許されない。但し、さらに25年の更新をすることができる。この場合においては、有利な使用をもって当該許可の基準および限界とする。

第2条 民間の会社または団体は、1024ヘクタールを超える公有農耕地を取得し、貸与を受け、または保有することができない。個人は、144ヘクタールを超える公有農耕地を買入れたり、または1024ヘクタールを超える公有農耕地を賃借により取得することができず、また、24ヘクタールを超える宅地を取得することができない。2000ヘクタールを超えない放牧地は、個人、民間の会社および団体に賃借を許される。

第3条 議会は、法律で、個人、会社または団体が取得し、および保有することができる私有農耕地の面積を決定することができる。但し、当該法律制定前に存する権利は妨げられない。

第4条 議会は、小区画に分割され、原価をもって個人に分譲するための土地を正当な補償を支払って収用することを許可することができる。

第5条 私有の農耕地は、相続の場合を除いては、フィリピンにおいて公有地を取得し、または保有する資格を有する個人、会社または団体以外には、これを譲渡することができない。

第2章 憲法上の国家経済に関する根本原則

第6条 国家は、国民の福祉および国防のために、工業および運輸通信機関を設立経営し、また、正当な補償を支払い、公共事業および他の私営事業を公有に移し、政府の経営とすることができる。

第14章 一般規定

第8条 公共事業の経営に関する特許、免許またはその他いかなる形式の許可も、フィリピン国籍を有する者またはフィリピンの法律にもとづいて設立され、その資本の60%以上がフィリピン国籍を有する者によって保有される会社または団体に対してでなければ、賦与することはできず、また、これらの特許、免許または許可は、独占的性質を有し、または50年以上の期間に及ぶことはできない。特許または権利は、公益上必要な場合には、議会在修正し、変更し、または廃止することができるという条件の下でなければ、いかなる個人、商事団体また会社に対しても賦与しない。

憲法附則

この憲法第13章第1条および第14章第8条の規定にかかわらず、1946年7月4日フィリピン大統領およびアメリカ合衆国大統領の間に締結された行政協定の有効な間は、連邦法令第733号の規定に従い、かつ、いかなる場合も1974年7月3日を超えない期限をもって、フィリピンにおけるすべての公有の農耕地、森林および鉱山、水流、鉱泉水、石炭、石油その他の鉱油、一切の潜在的エネルギーならびにその他の天然資源の処分、採掘、開発および利用ならびに公共事業の運営は、もし何人かに開放せられるときは、アメリカ国籍を有する者およびアメリカ国籍を有する者が直接または間接に所有し、または管理するすべての形式の企業体に対し、フィリピン国籍を有する者およびフィリピン国籍を有する者が所有し、または管理する会社または団体に

第1節 フィリピン憲法

対すると同様の方法において、かつ、これに課すと同様の条件の下に開放される。

第2節 国家経済の根本原則

1. 天然資源開発利用 憲法は天然資源の所有は国家に帰属するとし、その開発利用につき、つぎのような制限を行っている。

(イ) フィリピン国籍を有する者

(ロ) 資本の60%以上がフィリピン国籍を有する者によって保有されている会社または団体に限定するとともに、その譲渡をも禁止している。

但し、外国人または外国法人が1935年11月15日現在において享有していた天然資源開発利用に関する既得権は従前通り尊重される。

2. 私有財産 私有の財産は、国家公共の福祉のために収用されるほか、当該財産の所有者が外国人であるという理由だけで収用されることはない。フィリピンにおける外国人所有の私有財産につき収用される場合には、アメリカ合衆国憲法における権利宣言と同様に、憲法第3条第7項は、つぎの如く規定している。

(イ) 何人といえども正当な法の手続なくして生命、自由もしくは財産を奪われることはない。何人といえども法の下における平等な保護を否定されない。

(ロ) 私有財産は正当な補償なくして公共の用のため収用されることはない。

3. 土地所有 現行憲法制定前には、公有土地法 (Public Land Act, No. 2474) にしたがって、外国人は公有農地を工業用のために取得することができたが、憲法制定後に成立したれた法人で、取締役の3分の2以上がフィリピン人であり、かつ、資本の60%以上がフィリピン人によって占められている場合でなければ許可されないことになっている。

現行公有土地法 (Public Land Act, Commonwealth Act, No. 141) は、

第2節 国家経済の根本原則

外国人にかような地の取得を禁止するとともに、憲法は、フィリピン人所有の土地を外国人に譲渡するのは、相続の場合に限り認められる旨規定している（憲法13条1項・5項）。農地は、居住地・商業地および工業地を含むので、憲法は、外国人の不動産所有を認めないことになる。

4. 公益事業 公益事業の運営管理は、フィリピン人またはフィリピン国法に準拠して設立された法人で、その資本の60%以上がフィリピン人によって保有されているものでなければ許可または認可されず、その期間は50年である。但し、1946年に成立をみたアメリカ・フィリピン協定において、憲法の付則によって、協定の有効期間である1974年7月3日までは、アメリカ人はフィリピン人と同等の権利が認められている。

(4) 航空事業——民間航空法（共和国法第776号）第12条は、憲法および現存条約に定められている場合を除き、国内航空・運輸事業の運営管理は、フィリピン人、すなわち、個人またはフィリピン国法に準拠して設立された法人で、取締役の2/3以上がフィリピン人であり、かつ、資本の60%以上がフィリピン人によって占められている場合でなければ許可されないことになっている。

(4) 運輸事業——(i) 海上運送—50トン以上の登録証を有する“domestic owner”すなわち、船舶の所有がフィリピン人、フィリピン在住のアメリカ合衆国人、フィリピン国法またはアメリカ合衆国法に準拠して設立され、かつ、フィリピン人またはアメリカ合衆国人のみによって構成される法人だけがこれに従事することができる。また、沿岸貿易についても、登録証を有する船舶に限られ、その登録証は“domestic owner”にのみ与えられる。

(ii) 陸上運送—フィリピン人またはアメリカ合衆国人、フィリピン国法またはアメリカ合衆国法に準拠して設立された法人で、資本の60%以上がフ

第2章 憲法上の国家経済に関する根本原則

フィリピン人またはアメリカ合衆国人によって占められている法人に対してのみ認められる。

㊦ 銀行事業——銀行法（共和国法第337号）第12条は、すべての銀行は、資本の60%以上がフィリピン人によって保有され、かつ、投資者総数の3分の2以上がフィリピン人によって占められていなければならないとしている。

第3章 外資導入関係法

第1節 総 説

1. 外資導入政策

フィリピンにおいては独立後ケソン、オスメナ、ロハス、キリノ、マグサイサイの歴代大統領は、フィリピン経済の復興、国内産業の多様化のために、資金および技術の不足を認識していたので、外国資本・技術の導入を歓迎する態度をとってきている。1955年3月24日、マグサイサイ大統領は、「われわれは外国資本を歓迎するだろう。外資の導入を奨励するために、われわれは投資元本の送還、利潤および収入の海外送金、外国投資の保護を規定する条件およびその他重要な条件を定めるべきである。私はこれらの対策の緊急な必要性を強調する」と演説している。また、これより前、1954年7月13日、マグサイサイ大統領は、外国資本導入の促進・奨励をはかるため、投資援助委員会 (The Investment Assistance Commission) を創設した。

投資家および公共利益を保護するため、フィリピン政府は、1936年10月26日に証券法 (The Securities Act, Commonwealth Act, No. 83) を承認し、同法にもとづき証券取引委員会 (The Securities and Exchange Commission) が設置された。証券取引委員会の機能には、(イ)登録・許可済会社の証券の分析 (ロ)証券発行申請者の財政状態の調査 (ハ)証券取引、株式・社債仲買人の活動の監督をふくんでいたが、その後、連邦法第287号(1938年6月3日承認)により、委員会は会社その他の企業組織に関する法律実施の責任、無責任な会社および権利会社から公衆を保護する責任があたえられ、さらに、1954年6月12日に承認された共和国法第1955号によって、商務局の

第1節 総 説

外国会社許可に関する権限、外国会社に関するすべての法律規定の実施の権限が与えられた。

外国資本に関する一般規制としてフィリピン政府は、外国資本の導入を一般的に歓迎しているが、その反面、植民地的な経済構造から脱皮して自立国民経済へ移行せしめんがため、小売業国民化法 (The Retail Trade Nationalization Act, Republic Act No. 1180) のほか、フィリピン人労働者の保護を強化する法律案、米・穀物・砂糖・コブラ・煙草・小麦粉・アバカ・木材・薬品の製造および取引に関する各種の国民化法案、外国銀行に対しフィリピンの銀行を保護強化する銀行国民化法案、輸出入業界においてフィリピン人に外貨の優先的割当をはかるための輸入外貨割当法案等が議会に提出されたが審議未了に終わった。

2. 小売業国民化法 (The Retail Trade Nationalization Act)

小売業国民化法 (1954共和国法第1180号) は、外国人および資本の全額がフィリピン人によって占められていない会社またはパートナーシップは、直接・間接の如何を問わず小売業に従事することを禁止している。但し、同法施行 (1954・6・19) 前に小売業を営んでいた会社またはパートナーシップは、従前通り営業継続の許可が受けられる。

本法において小売業とは、常時商品または物資を消費のため一般公衆に販売する者をいい、この要件のいずれか一つでも欠いているときは適用されない。本法の適用を受けるのは、販売の量よりも質にあり、「常時販売する」“habitual selling” は、「消費のための販売」“selling for consumption” および「中間販売」“intermediate sales” と対照されなければならない。また本法は、製造業者および精製業者の場合には区別し、これらの業者が直接当該製造・精製した商品を一般公衆に販売する場合、該業者の資本が5,000ペソ以下のときは、小売業に従事しているものとはみなされない。

第3章 外資導入関係法

なお、ラウレル・ラングリー協定の非差別待遇条項にもとづき、アメリカ合衆国人がフィリピン国内で小売業を営む場合には、本法の適用を受けない。

3. フィリピン国旗法 (The Philippine Flag Law)

フィリピン国旗法 (連邦法第138号) は、政府の物資購入契約供与について規制しており、特に同法第3項は、政府が公共目的のために購入しうる商品・原材料は、フィリピン国内において生産・製造したものに限られる旨定めている。そのほか、入札の場合において、関税を含む最低の外国入札者が2,000ペソを超えるときは、国内最低入札者が外国入札者より15%限度で高いことを条件として国内最低入札者に供与しなければならないとしている。

本法にいわゆる「国内業者」“domestic entity” とは、営業・製造・商品販売に従事するフィリピン国法に準拠して設立された法人で、資本の75%以上がフィリピン人によって占められているものをいう。

4. 反かいらい法 (The Anti-Dummy Law)

反かいらい法 (連邦法第108号) は、フィリピン人の外国人に対する名義貸を禁ずる法律で、フィリピン人または外国人がその名義または市民権、権利・特権の行使または享受を前提条件としてフィリピン人または外国人の市民権を要求している憲法または法律上の規定を回避するために名義貸をなしたときは、名義を貸した者および名義を借りた外国人も共に罰金または禁錮に処せられ、本法に違反して獲得した権利・特権・財産等は没収される。

第2節 外資導入法案

第2節 外資導入法案

1. 総 説

フィリピン政府は、現在まで数度にわたり外資導入法案を議会に提出しているが、その都度種々の理由により成立に至らず今日に及んでいる。しかし、日比賠償協定の調印を契機として、1957年7月1日に始まった新5カ年計画を実施しているところから、外資導入の必要性は従来より一層痛感している。

現在までに議会に提出された外資導入法案のいずれも、外資の導入を歓迎し保証する点では一致しており、外資の導入を奨励し協力するため外国投資家に対する出入国の保証、利潤および配当金の本国送金等について規定を設けているが、外資導入法案のなかから重要な部分を取り上げ、フィリピン外資法の傾向をみることにする。

2. 歓迎される外国資本

- (イ) 国際収支の改善に直接または間接に貢献する外国資本であること
- (ロ) フィリピン経済の発展および国民の福祉に必要欠くべからざるもので、かつ、大資本の外国資本の投下または進歩した技術の導入を意味するものであること
- (ハ) 国内必需産業の発展および公共の福祉を促進するものであること
- (ニ) 投下された外国資本はフィリピンにおいて製造・栽培された原材料を使用するものであること
- (ホ) 企業の運営にあたってフィリピン人実業家・技術者および労働者の再訓練をもたらすものであること
- (ヘ) 独占または特権を伴うものでないこと
- (ロ) 外国人は既にフィリピン国内投資家が設立した特殊の産業とかまた

は特にフィリピン人のために準備された企業には投資できないこと

3. 外国資本の形態

- (イ) 外国為替による資本
- (ロ) 機械設備等の資本財
- (ハ) 商標・特許権等の無体財産権
- (ニ) 諸外国からの借款等

4. 外資導入促進機関

国家経済審議会 (National Economic Council) が外国資本投資について計画決定、優先順位の決定、外資登録申請書の受理・処理実行するほか、国内資源・市況・労働力供給状況等についての情報の提供、外資導入に關し必要な規則等を明かにして広く諸外国に公表する権能を有している。さらに、審議会は、投下された外国資本の利潤および投資元本の本国送金等については、中央銀行通貨委員会と協議して行われる。

5. 送 金

国家経済審議会は中央銀行通貨委員会と共同して、フィリピンの国際収支を考慮に入れてつぎのようなことを決定する。

- (イ) 外国資本に対する収益は投下資本家において収められるべきものとし、外国に対する送金は認めるが、送金金額は、当該企業におけるフィリピン人従業員および労務者に対し年間通じて支払った給料および貸金の合計と、該企業が年間を通じて消費したフィリピンにおいて生産される原材料の価額の合計額を超えない額の送金
- (ロ) 企業の全部または一部の清算を行なった場合、資産の売却によつて得た利益の送金
- (ハ) 外国資本投資家によつて雇傭された外国人たる管理人・技術者・エキスパートの所得のうち、海外在住の家族を扶養するために必要な経

第2節 外資導入法案

費等の送金

(㉔) 外国からの借元本および利息の送金

以上の送金額の決定に際し、国家経済審議会は、外国資本による企業の会計帳簿の監査・販売・分配・資産等について調査を行なうことを命ずることができる。

6. 外国投資家の入国・滞在

外国投資家およびその家族ならびに外国人雇傭者等のうち、つぎの者は移民割当制限にかかわらず、フィリピンに入国・滞在することが許可される。

(イ) 外国人の経営代表者およびその直系家族は、外資導入法(案)において許可された産業および企業の運営されている間、フィリピンに滞在することができる。

(ロ) 外資導入法(案)によって組織された事業および企業の維持に必要な外国人専門家・技術者の訓練に必要な外国人専門家・技術家・現場主任・特殊技能者およびその直系家族

但し、上記(イ)(ロ)の者は、当該企業との間に雇傭関係がなくなったときは出国しなければならない。

7. 外国資本企業の義務

外国資本によって経営されているすべての企業は、当該企業において使用する外国人の氏名、給料、フィリピン入国の日付、仕事の性質、会社との関係およびフィリピン国内に居住している家族の氏名等を含む報告書を国家経済審議会に提出し、かつ、その写しを中央銀行および移民委員会に提出しなければならない。

なお、外国資本によって経営されている企業においては、できうる限りフィリピン人を使用するように務めることのほか、フィリピン国内資本の参加を許容する等の義務を有する。

8. 外国資本の保護

外国資本投資家は、当該企業が許可され、かつ、事業活動の行なわれている間投資の完全な自由が保証され、国家収用等はなされず、差別待遇から保証される。

9. 不動産賃貸借

外資導入法(案)に従い運営される産業または企業は、国家経済審議会の承認により当該企業において必要とされる工場設備・土地・建物等の不動産を99年を超えない範囲で賃貸借することができる。但し、外資導入法(案)により企業運営の資格を与えられていない個人・法人に対して不動産を売却移譲したりする不動産の保有権を一般的に与えるものではない。

10. 抵触する法令の廃止

外資導入法(案)の規定と矛盾抵触する行政命令・執行命令・規則・回章等の全部または一部抵触する限りにおいて廃止される。

第2節 外資導入法案

委員会報告

次の二つの法案、即ち S. No. 80 (上院法律第80条)および H. No. 2046 (下院法律第2046条)の条項の不一致点を審議する合同委員会は、問題点を委員会において慎重討論の結果、意見の一致をみた。

よって当委員会は国会に対して以下の如く勧告する。

即ち、この二つの法案は附加されている謄本により統一され承認されるものである。

Senate Bill No. 80

フィリピンに対する外資導入に関する国家の政策を宣言し、その履行を規定するため、及びその他の目的のための法律

House Bill No. 2046

フィリピンに対する外資導入に関する健全な基盤、及び国家経済審議会(以上 N.E.C. と略称する)による本法の実施を規定するため、及びその他の目的のための法律

提出者

(上院)

(下院)

(SGD) EDMUNDO B. CEA (SGD) JOSE ROY

(SGD) GIL J. PUYT (SGD) APOLINARIO APACIBLE

(SGD) AMBROSIO PADILA (SGD) FERDINAND MARCOS

1958年6月6日

第3章 外資導入関係法

法 律 (案)

フィリピンに対する外資導入に関する国家の政策を宣言し、その履行を規定するため、及びその他の目的のための法律 (案)

本法案が上・下院の本会議において議決されることを望む。

第1条 (略称) 本法は外資導入法と略称する。

第2条 (趣旨) 憲法上の制限、国際貿易協定および現行法の諸規定に従い

国家の政策として以下の如く宣言する。わが国の発展計画は国内の資金調を基盤とすべきであり、また主としてそれを信頼すべきであるが、外国資本の投下は特にわが国資本協力関係にある場合は歓迎される。但し、以下本条の各項の条件を満足せしめることを条件とする。

- (イ) 外資導入がフィリピン国民の経済発展と繁栄に必要と考えられ、国家の安全を妨げず、天然資源を濫費しないこと。
- (ロ) 外資導入が貿易の制限および差別的実施、例えば投資、雇傭および (または) 貸銀に関し、フィリピン国民に対して差別的待遇をしないこと。
- (ハ) 外資導入が既に国内投資家によって確立されている、即ち、国内投資家によって輸入、卸または小売商が行なわれるところの産業の特殊な分野に活動しないこと。

および、外資導入が原料または未完成品を国外の親会社または他の非居住会社に供給することを主としないこと。

- (ニ) 外資導入が基幹産業または公共的営業の発展に資すること。
- (ホ) 外国資本が手工製造業に投資される場合にも、フィリピンにおいて生産され、価値を高められ、増大し、処理加工されるところの地方的材料のみを、それも N. E. C. によって決定される目的に対して十分な量

第2節 外資導入法案

が、当該産業によって常に利用され得ることを条件としていること。但し、右の産業が、N. E. C. の規定する方式によって、当該産業に必要な原料の製造を振興し、増進することが常に可能であることを条件としていること。

(v) 外資導入がフィリピン人技術者及び労働者を該産業の活動により一層習熟せしめる結果を生ずること。

第3条 (1)本法に規定されているあらゆる事項に対して、N. E. C. の決定及び活動は、中央銀行をも含めて、政府のあらゆる官庁、組織に対して最終的拘束力を有する。

N. E. C. は本法の議決後120日以内に以下の事を行わなければならない。

(i) 第2条所定の条件を考慮しつつ、外国資本の投下が、健全なる経済発展及び国の安定を増進するが如き、特定の産業を決定すること。

(ii) フィリピン外務省を通じ、将来の外国投資者に対して、右の産業、特定の地方においてのみ得られる原料、及び、市場の状況、労働力の供給その他関連資料の報告について規定すること。

(iii) 本法の実施について必要な法規、規則を定立すること。但しその法規及び規則は可及的に広くフィリピン国内及び国外に公布され、かつ配布されなければならない。

(iv) 毎年通常会期の開会后30日以内に、上下両院に対して審議会において問題とされたあらゆる事項の報告を提出すること。

(2) N. E. C. の委員中、上下両院を代表する委員は、この法律に従い、審議会の行政的職務を遂行する適格を有しない。

第4条 (出願の審査期間)

(1) この法律の規定による企業または産業に従事するための局への出願、

第3章 外資導入関係法

及びこの法律の範囲内のすべての事項に対する許可・免許・審判及び決定を求める請願は、すべて N. E. C. に提出しなければならない。N. E. C. は右出願または請願の受理の日より30日以内決定を下さなければならない。

- (2) すべての出願または請願は、それが正式に決定され得る前に、もし、N. E. C. によって必要とされる資料があり、その性質または原因によって期間を延長する必要があるときは、N. E. C. はかかる出願または請願を決定するため、さらに30日その決定を延長することができる。

第5条 (外資導入に与えられる諸権利)

- (1) 前条所定の産業のいずれかに従事することを許されたすべて外国人投資家は、自然人たる法人たるをとわず、その従事せんとする産業の創設、発展及び拡張のため、国外から共和国内につきのものを持ち込むことができる。
- (イ) 外国為替の形における資本
- (ロ) 機械、設備、器具および同種の物、機械部品、一般の地方でも有用な原料、及び Republic Act No. 1610 条の諸規定に反するにも拘らず、ドル勘定でないその他の資本。但し、当該企業が本法第2条イ号の規定にもとづき N. E. C. の法規及び規則によって決定されると同様に、特に実際上必要として推奨される品目のみを輸入することが許されるのを条件とする。
- (ハ) 既に所有されている正式の権利を侵害せざる限り、免許、特許権、商標及び営業名の如き無体財産権
- (ニ) すべての外国の（フィリピン人でない）経営代理人、配偶者及び扶養中の子供等の直接の家族員
- (ホ) 当該産業の創立、活動及び維持に必要であり、かつ、フィリピン人専

第2節 外資導入法案

門家及び技術者を熟練せしめるのに必要な外国人専門家及び技術者

- (イ) 本条第1項(イ)号所定の者の直接の(上記(イ)号と同じく)家族員
- (2) 本条第1項(イ)号所定の者は、許可された当該産業及び任務が続く限り、またその者の任務が該団体または法人において不可欠なものである限り、フィリピンに留ることを許される。但し、その者が他の如何なる団体または法人にも勤務することが許されぬことを条件とする。
- (3) 本条第1項(イ)号及び(イ)号所定の者は、4年を越えない期間留ることが出来る。但し、許可された産業に対する実際の投資額が200,000ペソ以下の場所には、本条第1項(イ)号、(イ)号及び(イ)号所定の恩恵及び特権は認められない。

第6条 (外国投資資本の送還及び利益の送金)

この法律承認後、フィリピンにおいて外国資本投下の産業に従事する外国投人資家は、以下に掲げるものを国外に送る金ことが認められる。

- (イ) 外国人投資者がその投資により、毎年12月31日以後に利得し、現行税法に従って決定される利潤の総額の25%~90%迄、及び個々の特殊の場合、N.E.C. が国民所得に対する投資の比率、賃銀水準の安定に対する効果、雇傭増進に対する比率及び当製品の必要度等を考慮しつつ公定することを指示する優先権の計画書に従って決定することを許されている特定額、また、中央銀行は国際準備金から、かかる国外送金のすべてを引受けるのに必要な額を保留しておかねばならない。
- (ロ) N.E.C. によって決定される期間及び繰額の範囲内の外国資本投下額
- (ハ) N.E.C. の決定に従って外国から得られた借款の元金及び利息の支払、但し、毎年その支払が当該借款の元金及び利息の額の50%を超えないことを条件とする。
- (ニ) 現在フィリピン中央銀行の法規及び規則により送還することができる

第3章 外資導入関係法

外国投下資本及び基金または資産も、それ以後はかかる外国投下資本及び基金または資産が N. E. C. の許可を得て当該企業の拡張のために再投資され、または、この法律の規定に従って他の産業に再投資される場合を除いては、送還は許されない。右の場合（許される）にも、資本の送還、利潤の送金は、以下の規定に従って、即ち、現行の法規または規則に反するにも拘わらず、本法の規定の条件を考慮して、あらゆるドル生産産業は（その外国または地方的資本の如何を問わず）あらゆる機械設備、器具、非地方的原料、及び、当該産業に必要な他の資本財の輸入のために当該産業によって獲得された使途につき優先権が与えられることを条件とする。

但し、ドル配分は当該産業によって現実に得られる額を超えてはならず、その上、かかる産業によって生産され獲得されるドルはすべて N. E. C. により決定され、規定されるところの輸入に必要な外国為替を振り出すための特別基金として積み立てねばならぬことを条件とする。

第7条（利潤の再投資）

この法律の承認前、既にフィリピンに在った産業または企業をすべて含めて、ここに許可される企業または産業の純益は、N. E. C. の承認にもとづいて、その全部または一部を元の外国資本投下に再投資し、追加することができる。また、N. E. C. によって許可される他の企業または産業にも投資することができる。

第8条（外国からの借款）

許可された企業の活動に必要であり、かつ、この法律の規定に従って定められた額を限度として、すべての個人、法人、会社または団体といえども、外国から借款契約をなすことができる。

第9条（投下外国資本の義務）

第2節 外資導入法案

- (1) 本法の規定に従って活動するすべての企業は、つぎの義務を負う。
 - (i) 毎年6月30日及び12月31日に、N.E.C. 対し、確証された報告書の作成することを要し、右の報告書には、つぎの事項を明記しなければならない。
 - (i) 雇傭中の外国人の氏名（各人の給料及びその他の収入を併記する）。
 - (ii) フィリピン到着の日付
 - (iii) フィリピンにおいて最初に就業した日付
 - (iv) 当該会社における職務または雇傭の性質
 - (v) フィリピンに在住する右の者の直系の家族すべての氏名
 - (ii) 年度報告の作成
貸借対照表及び貸銀支払、獲得された地方的原料、及び、すべての外国為替支出を示す計画書を基とする収入状況（利益及び損失）を必ず記載すること
- (2) N.E.C. は上下両院、移民局及び中央銀行に対して、本条第1項(i)号所定の報告の各謄本を提出しなければならない。

第10条（非居住ヒリッピン人、地方的資本の権利及び特権）

- (1) 投下外国資本に与えられる権利及び特権のすべて及び（または）かかる権利及び特権と同等のものは、この法律によって創設される産業に投資する非居住フィリピン人の資本に対しても、たとえその資本がフィリピン国外より導入されたとしても、同様に与えられる。
- (2) 同様に、右の権利及び特権は、資本送還及び利潤送金の権利を除いては、この法律で許される産業に対して投資される地方的資本にも与えられる。

第11条（罰則規定）

この法律の規定またはこの法律実施のため N.E.C. によって定立され

第3章 外資導入関係法

るすべての法規及び規則に対する違反は、裁判所の裁量に従い、200 ペソ以下の罰金または1年以下の禁錮もしくはその両者に処せられる。

第12条 (抵触する法の無効)

Republic Act No. 1410 及び、これを基として規定された法規及び規則を除き、すべての法律及び法律の規定、行政上の命令、行政部の命令、法規、規則及び通牒で、本法の規定と抵触するものは無効とする。

第13条 (N. E. C. に対する追加支出)

総額 200,000 ペソを本法の規定を実施するため1958年より1959、年会計年度については一般基金より支出し、その後の支出は一般会計法に併合する。

第14条 (効力)

この法律は承認と同時に効力を発生する。

第4章 企業関係法

第1節 総説

フィリピンにおける企業形態は、パートナーシップ (Partnership) と会社 (Corporation) とに大別することができる。

パートナーシップは、2人以上の者が金銭・財産・労務・技術等を出資し、営利を目的として共同して事業を営む共同企業形態で、各構成員がパートナーシップの債務について無限責任を負担するゼネラル・パートナーシップ (組合) (general Partnership) と、一定額の見金または一定額の財産出資の限度においてのみ責任を負担するリミテッド・パートナーシップ (合資会社) (limited partnership) とがある。

会社 (株式会社) は、発起人5人~15人が基本定款を公証人の面前において作成・署名し、かつ、これを証券取引所委員会に届出ることによって設立されるが、会社の大半は、株主数50人以下の家族的・閉鎖的な会社である。

パートナーシップと会社との主たる差異は、

- (1) 存続期間——パートナーシップの場合は無制限であるが、会社にあつては、生命保険会社を除き、最高限50年である。
- (2) 課税——パートナーシップの場合、証券取引所委員会に登録済のものにあつては、構成員の分配利潤は個人所得として課税されるが、会社の場合は、会社自体が独立の被課税主体となる。但し、リミテッド・パートナーシップの場合は、会社の場合と同様に取扱われる。
- (3) 出資——パートナーシップの場合は、その設立以前に出資の履行を現実になさなければならぬ要求はないが、会社にあつては、設立以前に

第1節 総 説

株式資本の払込みが現実になされなければならない。

- (4) 持分譲渡——パートナーシップの場合は、各構成員の持分(partnership interest)譲渡は、他の構成員の同意を必要とするが、会社の場合にあっては、株式の譲渡は原則として自由であり、かつ、株式譲受人は他の株主の所有する株式と同一の権利を有する。

第2節 パートナシップ法 (Partnership)

1. 総 設 パートナシップは2人以上の者が、金銭・財産・労務・技術等を出資し、営利を目的として共同して業務を遂行する企業形態で、その数人間の契約を Partnership と称し、次のような特質を有する。

- (イ) 各構成員は、別段の合意のない限り業務に関与する権利義務を有する。
- (ロ) 各構成員は、パートナーシップの債務について無限責任を負う。但し、構成員相互間における求償関係は、利得の場合に応じて定める。
- (ハ) 通常の業務の範囲内の事項に関しては、各構成員の行為は、第三者に対する関係では他の構成員を拘束する。
- (ニ) 各構成員は、他の構成員の同意なくしては他人に持分権を譲渡することができない。
- (ホ) 各構成員は何時でも解散を請求することができる。

パートナーシップには、ゼネラル・パートナーシップ (general partnership) とリミテッド・パートナーシップ (limited partnership) とがあり、前者はわが国における組合、後者は合資会社の形態に類似し、以上の特質はゼネラル・パートナーシップには全部あてはまるが、リミテッド・パートナーシップは、特に次のような特色を有する。

- (イ) 無限責任社員 (general partner) と有限責任社員 (limited partner) とによって構成されるパートナーシップである。
- (ロ) 前者は無責任を負い、かつ、パートナーシップの管理・運営にあたり、後者は一定額の金銭または財産を出資し、その限度においてのみ責任を負い、かつ、パートナーシップの管理・運営に関与しない。
- (ハ) 有限責任社員がパートナーシップの管理・運営に関与した場合に

第2節 パートナシップ法

は、その期間中の債務については、無限責任を負う。

2. 設 立

(1) ゼネラル・パートナーシップの設立は、原則として口頭または書面契約によってなすことができるが、不動産等の財産出資によって設立する場合には、法定の書面契約が必要とされる（民法1771条）。

パートナーシップは、構成員共通の利益を有しなればならず、また、法律上不適法の場合には、解散命令が発せられ、その利益は国家がこれを没収する（民法1770条）。

パートナーシップは、証券取引所委員会に対する届出および登録することによって法人格が付与されるが、しかし、登録はその適格性の有無につき本質的なものではなく、かつまた、構成員およびパートナーシップの第三者に対する責任とは直接には無関係である。

(2) リミテッド・パートナーシップの設立は、2人以上の社員が定款 (articles of Co-partnership) を作成・署名し、かつ、証券取引所委員会に届出ることによってなされるが、定款には、次の事項を記載しなければならない。

- (i) 商 号 (“Limited” の用語を含むこと)
- (ii) 目 的
- (iii) 本店所在地
- (iv) 無限責任社員・有限責任社員の氏名および住所
- (v) 存続期間
- (vi) 各有限責任社員の出資額
- (vii) 各有限責任社員の追加出資額および追加出資の時期（存在する場合のみ記載）
- (viii) 各有限責任社員の利益配分方法

第4章 企業関係法

- (ロ) 有限責任社員の代理者およびその期間
- (カ) 有限責任社員の他の有限責任社員に対して有する出資額に応じた優先権およびその内容
- (キ) 無限責任社員の死亡・禁治産・精神異常または破産に際し、残存無限責任社員によって営業継続する権利
- (ク) 有限責任社員が自己の出資に対して現金以外の財産を要求・取得する権利

リミテッド・パートナーシップは証券取引所委員会に登録を要し、未登録の場合は、共同所有 (Co-ownership) に関する法律によって規制される。

第3節 会社法

第3節 会社法(Corporation Law, Act No, 1459)

1. 総説

フィリピン現行会社法は、同国がアメリカ合衆国の支配下に入るまでは、1888年スペイン商法典が適用されていたが、合衆国の統治下に入るに及んで、フィリピン委員会 (The Philippine Commission) が制定し、4月1日から施行された1906年会社法 (法律第1459号) がその後数次の改正が加えられ今日に及んでいる。

2. 設立

5人以上15人以下の発起人 (過半数はフィリピン共和国居住者たることを要する。) が、公証人の面前において作成・署名した基本定款を証券取引所委員会 (Securities and Exchange Commission) に提出し、かつ、登録することによって成立する。

基本定款の記載事項は、

- (イ) 商号
- (ロ) 目的
- (ハ) 本店所在地 (フィリピン共和国内に限る)
- (ニ) 存続期間 (最高限50年間)
- (ホ) 発起人の氏名・住所
- (ヘ) 取締役の数 (5人以上11人以下)
- (ト) 資本金 (フィリピン法貨ペソで表示すること)、株式総数 (株式の全部または一部が無額面株式のときは、その旨および無額面株式数)
- (チ) 募集済株式資本の額 (または無額面株式数) および株式引受人の氏名・住所・引受株式数・払込金額

株式資本総額の 25% 以上が引受けられ、その 25% 以上が現金または財

産によって現実に払込まれた旨の株式引受人によって選任された会計役の宣誓書を添付しなければ、証券取引所委員会は定款を受理せず、また委員会は、定款の届出受理後、会社の費用で本店所在地の新聞紙上に公告せしめることになっている。

3. 会社の権能

会社は、証券取引所委員会の登録によって法人格を取得し、つぎのような権能が付与される。

- (イ) 定款所定の存続期間における営業活動
- (ロ) 裁判所に対する提訴・受訴資格
- (ハ) 定款所定の目的遂行のための権限行使
- (ニ) コモン・シール (Common Seal) の作成・使用
- (ホ) 定款の目的が許容する不動産・動産の購入・保有・売却・賃貸・担保の差入等
- (ヘ) 取締役の選任・解任
- (ニ) 附属定款の作成
- (フ) 社員の入社
- (ロ) 契約締結
- (ク) 内国会社または外国会社の株式・社債の取得

会社は、設立目的による一般的制限のほか、つぎのような特別の制限を受ける。

- (イ) 会社は公有地の購入・販売を営むことはできない。
- (ロ) 農業および（または）牧畜を目的として設立された会社は、農業地1024ヘクタール、および（または）牧畜地2000ヘクタール以上を取得することはできない。
- (ハ) 農業または鉱業を目的として設立された会社は、いかなる形式によ

第3節 会社法

っても、農業または鉱業を営む他の他の会社の株式所有等の方法による参加は許されない。

(イ) 農業または鉱業を営む会社にあつては、個人は議決権ある株式の15%以上を個人が所有することはできず、甲会社株式15%以上所有している者は、乙会社の株式を15%以上もつことはできない。

(ロ) 会社が、農業または鉱業を営む会社の議決権ある株式を総株式の15%以上保有することはできない。

(ハ) 農業または鉱業を営む会社の株式を所有する個人・会社は、会社の合併または公有土地法に反する目的で保有することはできない。

(ニ) 商業を営む会社は、他の商業を営む会社の株式を会社間の競争を減退せしめ私的独占を招くおそれのあるような株式の取得はできない。

(ホ) 同様に、会社は2以上の商業を営む会社の株式を自由競争を阻害し私的独占を招来するような株式の所有もできない。

(ヘ) 会社は不動産担保による資金の貸出、貸出資金回収のために必要なときは担保不動産を取得することができるが、該不動産は名義書換後5年以内に処分しなければならない。

4. 附属定款 (by-law)

会社は、証券取引所委員会に定款届出後1カ月内に法律の認める範囲内で附属定款を作成しなければならない、附属定款の内容は次の事項である。

(1) 通常および特別総会の招集時期・招集手続・開催場所・定足数に関する事項

(2) 議決権・委任状に関する事項

(3) 取締役の資格・選任・権限・任期・報酬に関する事項

(4) 株券に関する事項

(5) 附属定款違反に対する罰則 (300ペソ以下)、その他の事項

第4章 企業関係法

附属定款の作成にあたっては、引受株式資本（払込済・未払込の如何を問わない）の過半数を代表する株主の同意を必要とする。また、附属定款は、同意した株主が署名して本店に備え置いて営業時間中株主の閲覧に供するほか、その写しに過半数の取締役が署名、秘書役が副書した上、証券取引所委員会に届出でなければならない。

附属定款の変更は、附款定款変更の目的のために招集された通常または特別株主総会において引受済株式資本の過半数の株主の決議によってなすことができ、その場合、引受済株式資本の2/3以上の株主は、附属定款変更の権限を取締役に委任することができる。但し、株主の過半数の決議により何時でも右の権限を解除することができる。なお、変更附属定款は、証券取引所委員会に届出でなければならない。

5. 株主総会

株主総会は、会社の本店所在地で、またできる限り本店内において開催しなければならない。

株主総会が何らかの事由により招集権者によって招集されない場合、総会招集権者が総会の招集を行わずまたは招集を拒否もしくは怠った場合には、本店所在地を管轄する第1審裁判所は、その判断により、特定の株主に対し、会社法または附属定款所定の通知をなして株主総会を招集するよう命令することができる。このようにして招集された総会を主宰する適法な権限のある者がいない場合には、第1審裁判所は、該総会を招集した者をして、出席株主の過半数の決議によって議長を選出するまで、総会を主宰するよう命令することができる。

6. 取締役（会）

取締役は、最初の附属定款を定める株主総会またはその際に定めた次の総会において、株主中から（5人以上11人以上）選任され、会社の業務執行およ

第3節 会社法

び財産を管理する。任期は1年で、附属定款に選任時期の定めがないときは、毎年1月の第1月曜日に続く火曜日に選任されたものとされる。また、附属定款に別段の定めがない場合には、2週間の予告期間において取締役選任の旨を本店所在地の新聞紙上に公告すると同時に、各株主に対し書面によって通知をなさなければならない（本店所在地に新聞紙のない場合には、3週間の予告期間において、本店所在地の3ヵ所以上の場所にその旨を公示しなければならない。）

取締役の資格は、株式1株以上を保有する株主たることを要し、従って、全然株式を保有しなくなったときにはその地位を失うに至る。また、取締役5名以上いる場合には、その中の少くとも2名はフィリピン共和国居住者でなければならない。フィリピン共和国居住者とは、「彼の本籍地または永住地をもつ意図でフィリピン国内のある一定の場所に来た人、または既にそこに留まっている人」をいうものとされている。

取締役の選任は、選任のための株主総会において、議決権ある株主の過半数が（自らまたは委任状によって）出席し、出席株主の多数決によってなされるが、その場合、いわゆる累積投票の制度が認められる。

取締役によって構成される後取締役会は、取締役中から社長、秘書役（フィリピン国籍を有する者で、かつ、フィリピン国居住者に限）、その他附属定款に定めるその他の役員を選任しなければならない。

取締役が会社財産（のれんを含む）の売却・担保の差入、その他の処分等をなす場合には、取締役会の決議によってなすことができる。但し、右の目的のために招集された株主総会において、出席株主の2/3以上の承認を得ることを必要し、右の処分に反対の株主は、会社に対して承認決議のなされた日から40日以内に、反対の旨を述べるとともに、自己の株式の買取を請求することができる。

第4章 企業関係法

取締役の解任は、解任の目的して招集された通常または特別総会（特別総会は、社長もしくは議決権ある株式の2/3以上を代表する株主の請求により、秘書役（または書記）が招集する）において、出席株主の2/3以上の多数決によってなされる。

7. 株式・株主

株式引受人は、附属定款に別段の定めのない限り、未払込株金につき、株式引受の日から年6%の割合で、4半期毎に会社に支払うことを要し、未払込株式所有者は、未払込金および右の利息（6%）が払込まない限り議決権を行使することができない。

取締役会は、時宜に応じて未払込株式につき、未払込利息とともに必要と認める割合の株式の払込を決定することができ、所定の期日までに払込まない場合には、未払込株式を競売に付することができる。

株券は、社長または副社長が署名し、秘書役が副書、社印を押捺し、附属定款の規定に従って発行される。また株券は動産とみなされ、これを自由に譲渡することができるが、株式台帳に記入されるまでは、会社または第三者に対して権利を主張できない。但し、払込未済の株式については、株式台帳上の移転を行うことはできない。

8. 会社の帳簿・政府の検査

会社の保存帳簿は、業務上・取引上の記録、取締役会議事録、株主総会議事録、株式（移転）台帳等である。

大統領は、何時でも検事次長、会検査院次長、大蔵次官、その他の官吏に命じて会社の業務の運営管理状況について検査せしめることができ、検査の結果、会社が破産状態または営業の継続が取引先等に損害を及ぼすおそれのあるようなときには、検事次長は、一般公衆保護のために適当な措置をとらなければならない。

第3節 会社法

9. 解散

会社は、何時でも発行済または引受株式総数の2/3以上の株主の過半数の株主の請求にもとづき、本店所在地を管轄する第1審裁判所は、解散を命ずることができる。但し、解散によって会社債権者の権利に影響を及ぼさない場合には、全株式の2/3以上の株主の決議によって解散することができる。

10. 外国会社

外国会社は、商工大臣の命令にもとづき、証券取引所委員会の認許がなければ、フィリピン共和国内で営業活動をなすことが認められない。この命令を受けるためには、当該外国会社は、主務官庁に対し、所定の期間内に会社の財産状態（資産・負債）を記載して、支払能力があり、かつ、健全な財政状態にある旨の経営代理人の宣誓書と、次の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (イ) 商号
- (ロ) 目的
- (ハ) 本店所在地
- (ニ) 資本金および引受払込額
- (ホ) 会社の純資産
- (ヘ) フィリピン共和国内に居住する代理人の氏名

主務官庁は、必要と認めたときは、さらに諸種の証拠資料の提出を要求することができる。

証券取引所委員会は、主務官庁に対する上記の宣誓書・申請書・認可書の写し・許可書発行に対する商工大臣の提出命令により、外国会社に対してフィリピン共和国内における営業活動の認許書を発行する。なお、証券取引所委員会は、外国会社の認許にあたり、会社の資本額に比例して一定の手数料を徴する。

第4章 企業関係法

商工大臣は、認許した外国会社が支払不能、営業活動の継続によって取引の相手方または一般公衆に損害を及ぼすおそれのある場合には、その認許を取消することができる。

認可をへない外国会社は、フィリピン共和国内において営業活動をなすことは許されず、もし営業活動を行った場合には、それによって生じた債権・請求権に関する訴訟は、認許書を取得するまではできないほか、当該外国会社の代表者・役員・個人は、6カ月以上2年以下の懲役または200ペソ以上1,000ペソ以下の罰金もしくはその両者に処せられる（外国会社が金融機関である場合には、1年以上2年以下の懲役または1,000ペソ以上10,000ペソ以下の罰金）（共和国法第337号）。

第4節 企業統制法

第4節 企業統制法

1. 反トラスト法 (Anti-Trust Law)

フィリピンにおいては、1925年12月1日以来、価格改配・市場独占、その他国民経済の利益を阻害するような私的独占組織の形成は禁止され、これに違反した場合

- (イ) 企業の独占、市場独占によって公正な自由競争を妨げ、契約・協定その他の方法により私的独占組織の形成に参加した者
- (ロ) 価格の支配、市場独占等による独占組織の形成に参加した者
- (ハ) 外国またはアメリカ合衆国等からの商品輸入業者が非商業取引の目的で輸入せんとする商品をフィリピン国内または輸入物品の使用される製造事業における市場価格を支配するための独占組織の形成に参加した者

等は、6カ月以上2年4カ月以下の懲役または200ペソ以上6,000ペソ以下の罰金もしくはその両者に処せられ（改正刑法186条）、違反者が団体・法人・会社の場合には、社長・代表者・支配人が、外国会社にあつてはフィリピン共和国駐在の代表者がそれぞれ刑事責任を問われる。なお、民事責任として、加害者は、実損害の3倍に相当する金額および弁護士費用・訴訟費用を賠償しなければならない（反トラスト法4条）。

2. 特殊企業に対する制限

(1) 保険事業

フィリピンで営業する外国保険会社は、少くとも50万ペソの払込済資本または資産をもち、その資本の少くとも50%は現金、残り50%は定款届出日から1年以内に払われなければならない。

そして、保険証券保有者および債権者の利益および安全のため、フィリピ

ン政府および下部機構より発行された公債、その他の社債で250,000ペソの市場価値ある証券を保険委員会 (Insurance Commissioner) に預託しなければならない。フィリピンで営業していた外国保険会社が営業を廃止する場合は、100ペソの手数料を支払い、保険委員会において、その旨の証明書を提出することによってなしうる。

(2) 銀行事業

フィリピンにおける営業許可申請は、フィリピン中央銀行通貨委員会(The Monetary Board of the Central Bank of the Philippines) に対してなされる。申請書受理後、フィリピン中央銀行銀行監督官 (The Superintendent of Banks of the Central Bank of the Philippines) において当該外国銀行の代理者の記述および人員・状況等、銀行に関係あることを調査する。監督官は、銀行の営業開始希望が公共の利益および便益を促進するものと判断したときは、中央銀行通貨委員会を通じて、証券取引所委員会に対して、許可証発行を勧告する。それによって、証券取引所委員会は許可証を発給し、共和国法第944号の規定に従って、資本額に比例した手数料を徴収する。

営業許可申請には、フィリピンに支店を設置すること、銀行の頭取または副頭取が駐在代表に代理権を与えること、駐在代表に会社に対する法律上の諸種の事項の受理権限を与えること、フィリピンにおける業務一般を管理する権限を与えること等について取締役会の決議を得なければならない。

共和国法第337号(1948年7月24日から発効)により、資本の60%がフィリピン市民によって所有され、かつ、取締役の2/3以上がフィリピン市民でない限り、銀行業務を行うことができないものとされている。

さらにまた、中央銀行通貨委員会は、フィリピンにおける新銀行が全部フィリピン人に所有されないかぎり、新規開店を認めない方針をとっている。

第4節 企業統制法

なお、既にフィリピンに支店をもっていた外国銀行は、支店の増設は認められなくなる。

(3) 鉱業法 Mining law (Commonwealth Act No. 137 of Nov. 7, 1936)

鉱区使用 mining lease および仮許可証があたえられ、鉱床が発見されると、鉱区権が登録される。登録後、申請者は4年にわたって鉱業目的のために占拠する排他的な権利を取得する。

また、4年以内に申請すれば、商業目的のために鉱石を採掘する権利が与えられ、使用権は25年間認めらる(25年経過後更新でき、使用料は総生産額の1.5%)。鉱区権の面積は、鉱脈権 (Lode Claim) の場合には9ヘクタールに制限され、砂鉱権 (Placer Claim) の場合には、個人に対しては8ヘクタール、会社または組合に対しては64ヘクタールに制限されている。同一鉱床、鉱脈では最大3個の権利しか与えられない。個人は、各州内で50権以上、フィリピン全国内では250権以上保有できない。特別側面権 (Extra-lateral Right) はフィリピン法では認められていない。

(4) 石油法 Petroleum Act of 1949 (Republic Act No. 387)

石油およびガスの採掘・生産・精製・パイプラインに関する規則が定められている。石油の販売・保存・利用に関しても、この法律が適用される。

フィリピンにおける石油資源の開発・採掘・利用の権利は、十分な資本・組織的資源、技術的能力、作業実施上に必要な能力等に関して満足すべき証拠を提示する資格のある個人または会社に対してのみ与えられる。

探査権は4カ年の期間で認められるが、3年間ずつ、2回継続して延長することが認められる。採掘権は、2万ヘクタール以上10万ヘクタール以下の区画について認可され、如何なる者でも石油地区の1地区内で50万ヘクタール以上、フィリピン全土内で100万ヘクタール以上探査権を保有することはできない。なお、探査権取得については、探査税が課せられ、探査権所有者

第4章 企業関係法

は、探査実施にあたって、初年良には1ヘクタールあたり50セントボ以上、次年以降は毎年50セントボずつ増加し、第4年度にはヘクタールあたり2ペソまで支出することを義務づけられている。

探査権有効期間中、石油またはガス発見後に探査権所有者は、採掘権を申請することができ、法の要求する条件を完全に充足した場合には、主務官庁は、探査権所有者に対する採掘権の許可は義務となる。採掘権の期間は25年間で、1回(25年間)だけ更新することができる。なお、採掘権税が課せられ、採掘権には生産した石油の12.5%を最低とする鉱区使用料が伴っている。

採掘権申請者は、フィリピン市民でなければならない。個人組織である場合には、フィリピン法にもとづいた正当な会社で、資本の60%以上がフィリピン市民によって所有されていなければならない。

石油法による採掘権者は、能力あり同一の労働をなす資格を有するフィリピン市民を優先的に雇傭する義務があるほか、雇傭者の効果的訓練計画の実施についても義務づけられている。但し、専門技術者、長期の経験を要する技術に関する作業は、採掘権者が自ら雇傭者を選択することができる。

石油資源の探査・開発および利用に関しフィリピン政府は、自らまたはその機関を通じてかかる作業をなす能力ある人を契約者とするにより事業を遂行する権限を保有している。

(5) 炭田法 Coal Land Act (Act No. 2719 & Republic Act No. 740)

炭田借地権 (Coal leases) は50ヘクタール以上1,200ヘクタール以下についてブロックごとに認可される。借地権は1州内に6ブロック以上、フィリピン全土で合計1,200ヘクタール以上保有できない。借地権の期間は25年間で、1回更新可能である。

炭田使用料は、借地権に定められた比率によって、トンあたり10セントボ以上、借地権者は最初の10年間はヘクタールあたり2.50ペソ、それ以後は毎

第4節 企業統制法

年ヘクタールあたり5ペソの借地料を支払い。その年に生じた使用権に対してクレジットされる。借地料および使用権は、搬出石炭トンあたり25セントポの特別課税に対してクレジットする。

第5節 労働法

1. 最低賃金法 (The Minimum Wage Law)

フィリピン政府は、政府企業については、第2次大戦以前から最低賃金を定め、各種産業に対する平均賃金の引上げ、生活向上を勧奨していたが、1951年にアメリカ・フィリピンの経済・技術援助協定の締結に伴い、最低賃金法 (The Minimum Wage Law, Act No. 602) が成立した。同法は、

- (イ) 農業労働者——日給 2.50ペソ
- (ロ) 工場労働者 (マニラおよびその周辺) ——4.00ペソ (寄宿者については、現金払2.25ペソ以下であってはならない)
- (ハ) 適用除外者——12ヘクタール以下の農場労働者、家内労働者、定期的雇用者6人以下の小売商およびサービス業に従事する労働者、手工業における徒弟等

本法施行当時その適用を受けるものは約400万人にのぼるものと推定されていたが、現在では、その被適用者は著しく増大している。また、同法施行機関は、賃金監督局 (Wage Administration Service) で、かつて労働ボス制がフィリピンに横行したが、これを排除して労働者に賃金の全額を直接支払うことを強力に実施している。

労働者に対する賃金は、フィリピン法貨ペソで、少くとも隔週または月2回、16日以上の間隔をおかないで支払わなければならないものとされている。

2. 労働時間・有給休暇

1953年7月20日共和法第946号により商業・農業・工業は、日曜日・クリスマス・新年・聖木金曜日は、法律で定めた企業以外は休業しなければならないとしている。

第5節 労働法

労働時間は1日8時間、週48時間で、超過労働時間および公益事業を除き日曜日・法定休日の労働に対しては、1時間当たり1.25%の賃金、終夜作業に対しては、1.5%の賃金を要求することができる。なお、8時間労働は、農業労働者・出来高払労働者・家内労働従事者・個人サービス業従事者等には適用されない。

有給休暇については法律の定めはなく、経営者の支払能力に委ねられている。但し、労働関係裁判所は、雇傭者は有給病欠休暇についてこれを与えるべきであるとしているが、その期間については明かでない。

3. 婦人・年少者労働保護

婦人・年少者労働について、1952年の婦人および児童法（The Women's and Children's Law, Act No. 679）が制定され、

- (イ) 14才以下の児童の雇傭を健康および通学に障害ない場合に制限していること
- (ロ) 工場労働者の雇傭最低年齢を16才に制限していること
- (ハ) 年少者の労働時間を制限していること
- (ニ) 年少者・婦人の夜間作業従事を制限・禁止していること
- (ホ) 婦人に対する同一賃金・同一労働を保障していること
- (ヘ) 既婚婦人の出産休暇を認めていること
- (ト) 婦人・年少労働者に対する特別施設の設置を要求していること

等の定めをおいている。

4. 解雇制限

労働者の解雇にあたっては、原則として1カ月の予告期間を必要とし、かつ、その期間中賃金を支払わなければならない。また、労働者は正当な理由なくして解雇されることはなく、もし不当に解雇された場合には、労働関係裁判所に提訴することができる。

5. 労働関係裁判所

労働紛争に関する解決は、かつて「労働のマグナ・カルタ」(The Magna Carta of Labor)とされていた共和国法第875号に代って、労働関係裁判所(The Court of Industrial Relations)が共和国法第103号によって設けられ、次の事項を行う。

- (イ) 不当労働行為
- (ロ) 労働争議が公共の利益に影響を与える旨大統領により裁判所に対して提訴されたとき
- (ハ) 団体交渉における労働者代表に関する紛争
- (ニ) 労働組合内部の問題に関する不服
- (ホ) 労働争議が最低賃金法および8時間労働法所定の最低賃金・労働時間の決定に関連する場合

6. 医療施設

経営者は、定時被雇傭者の数に応じて次のような医療を設けなければならない。

- (イ) 30人以上200人以下の場合——看護婦が責任をもつ緊急医薬品の備置
- (ロ) 20人以上400人以下の場合——医師1名の常置
- (ハ) 30人以上の場合——10人に対し1ベットの割合の緊急病院の保持
- (ニ) 50人以上の場合——無料緊急歯科治療施設の設置
- (ホ) 500人以上の場合——歯科医1名の常置

7. 社会保障

1954年の社会保障法(The Social Security Law of 1954, Act No. 1161. Act No.1792により修正)は、労働者がこの制度のメンバーとなって少くとも6カ月を経過していれば、16才から60才までの者の身体障害・病欠・老

第5節 労働法

令・失業・退職・死亡等について保障がなされるが、社会保障委員会 (The Social Security Commission) は、2年以上事業の経営を行っており、かつ、被雇者が50人以上の事業でなければ、経営者に対してその加入を強制することができないものとされている。

第5章 外国為替管理関係法

1. 為替管理行政

フィリピンの外国為替管理は、1949年12月施行の「金および外国為替取引に関する制限」によって規制されている。

外国為替管理実施機関は、フィリピン中央銀行で、外貨割当決定は通貨委員会 (Monetary Board) により4半期毎になされている。

輸入に対する為替許可にあたり中央銀行通貨委員会は、当該目的のために組織された在マニラ商業銀行の委員会の援助を受けることになっている。また、為替のあらゆる売買は、公認為替銀行 (商業銀行および旅行に関連する取引のためにアメリカ・エクスプレスを含むその他の会社) を通じてなされなければならない。郵便局もまたアメリカ・ドル為替を取得することが認められている。

公認為替銀行は、特定取引、特定金額の枠内では中央銀行の事前の承認なしに為替許可を發し、為替を売ることが許されている。

2. 非居住者勘定

非居住者勘定は、主として為替管理法施行前にフィリピンに存在した非居住者ペソ資金、居住者の預金、非居住者の所得未送金分等によって構成され、外国為替に交換することはできず、特別封鎖勘定に預金しておかなければならない。但し、特定の目的のためには、中央銀行の承認なしで使用することができる。また、国内支出、映画の国内生産、公債購入、中央銀行に対し1オンス35ドルで売却しなければならない国内純金の自由市場における購入に使用する場合には、中央銀行の事前の承認が必要とされる。

3. 輸入・輸入支払

第5章 外国為替管理関係法

輸入については、輸入許可証は発行されないが、税関は、公認為替銀行によって発行された引渡証明書なしでは輸入物品の搬入を許可しない。委員会は予定外外貨割当のために、一部を予備としておき、主として、旧生産者の生産拡張、新規生産者の機械購入等外貨割当調達のために使用される。なお、中央銀行の外貨割当なし商品の輸入は、商工省の承認によって認められる場合を除き、禁止される。

4. 貿易外支払

貿易外項目に対する支払、送金は、外貨許可が要求され、許可は、大部分の貿易外項目の支払について認められる。

旅行・教育・利潤・配当・所得・ローヤリティ・給料等の支払・送金については、制限的に認められている。

5. 利潤送金・元本送金

中央銀行は、通貨委員会の決定第104号(1956. 1. 24)に従い投資送金政策を改訂し、新規則によれば、会社は年間純利益の占める外国資本の比率の25~100%の範囲内で「社会的生産比率」(Social productivity rating)に従って送金することができ、その最高額は、外国投下資本の20~60%を超えてはならないとされている。

「社会的生産比率」とは、(1)国民所得・雇傭 (2)国際収支の強化 (3)基本的必需品の供給等の見地から決定される優先順位である。

この政策は、外貨割当制度を効果的に利用するとともに、外国資本誘致の方針と矛盾しないようにせんがためにとられ、国内重要産業の開発に優先性を認めて経済開発に刺戟を与えている。

国民所得・雇傭に対する会社の貢献度の測定は、該会社が製品に対して付加した純国内価値、生産に使用された不足資源の価値、生産に使用された不足資源の価値との比率とによってなされている。

第5章 外国為替管理関係法

輸入に対する支払は、すべて信用状によってなされ、ただ、1950年以降金融委員会により為替手形、郵便為替によって支払うことの許された輸入業者は例外である。

必需品・準必需品消費財、非必需品生産財・非必需品バーター輸入消費財輸入に対する信用状開設については100%の現金・預金、必需産業における必需原料購入については50%の現金・預金、3年以上の延払契約による資本財の輸入については即時払プラス25%に相当する預金及要求される。

輸入業者は、政府、旧生産者・新規生産者、旧輸入業者、共和国法第650号により認められた新規輸入業者、銀行業（者）委員会（Bankers Committee）により認められた新規輸入業者、通貨委員会により認められた新規輸入業者等である。

通貨委員会は、各公認為替銀行に対し、期間内に使用しうる外貨の総額を確認するほか、された不足資源の価格との比率によって決定される。

生産品の必要度については、輸入外貨割当の原則にもとづいてなされ、生産品の分類は、(1)国内向け生産品は、緊急度の高い生産品・生産財・消費財、不急生産財・消費財(2)輸出向け生産品は、完製品・半製品・原材料に分類される。

元本送還については、中央銀行は1949年12月9日為替管理法施行以後、ドル所得送金の形の投資だけが非居住者に送還できる。なお、1949年12月9日以前に設立された会社の場合については、従前には、営業開始後6年目から年間20%の割合で送還できたが、現在は、中央銀行のケース・バイ・ケースによってなされている。

第6章 出入国関係法

フィリピンへの外国移民を規制する法律

(An Act to control and regulate the immigration of
aliens into the Philippines) (1940)

本法は、一般に 1940 年フィリピン移民法（改正法）と略称されている。また独立前（1940. 5. 26）に成立したため、法律も Commonwealth Act No. 613 となっており、独立後数次の改正を経て今日に至っているが（本稿では 1950 年 6 月 12 日の共和国法 503 号までの改正を含むテキストを、フィリピン大統領府編集の Laws and Resolutions で 1955 年 7 月まで補い、1952 年 6 月 18 日、同年 8 月 14 日の改正を含めた）、フィリピン移民法中の重要部分についてのみ詳細に訳出し、他は省略する。

1 移民関係機関

フィリピンの移民関係機関には移民局 (Bureau of Immigration) がある。移民局には移民局長 (Commissioner of Immigration) と 2 人の移民局次長 (Deputy Commissioner of Immigration) が置かれ、移民局長は、大統領が連邦人事委員会 (Commission on Appointments of Congress) の同意を得て任命する。局長は外国人移民に関するすべての法律の実施につき責任を負い、移民関係法の条項を実施するため、省長官の承認を得て規則 (rules and regulations) の制定、取極 (bond)・報告書その他の書類の作成、随時命令 (instructions) を発する権限を有するほか、年 1 回

フィリピン人移民法

大統領に対する報告書提出義務を負っている。

移民局次長は、局長と同様、大統領が連邦人事委員会の同意を得て任命する。局長が不在または事故あるときは移民局第一次長、局長および第一次長の双方が不在または事故あるときは移民局第二次長が局長の職務を代行する。

移民局長および2人の移民局次長をもって移民委員会 (Board of Commissioners) を構成し、移民委員会の決定は、常に多数決制をとっている。

このほか移民局長の推薦により公務員法 (Civil Service Law) にしたがって任命される移民監督官 (Immigrant Inspectors) が置かれる。移民監督官は、外国人の入国または滞在につき、必要な場合には医官 (medical authorities) の助言を得て調査を行うほか、本法所定の書類を提出しない外国人の入国拒否 (exclude)、移民関係法の規定にしたがう外国人の入国許可 (admit)、移民関係法および同規則を実施する権限を有する。また監督官は、宣誓の実施、入国滞在の権利の確認、入国予定者の捜査、法令違反者の拘留などの権限が与えられている。

2. 移民・非移民

本法において移民 (Immigrants) とは、「割当移民」 (Quota Immigrants)、「非割当移民」 (Nonquota Immigrants) とに分けられ、このほか、「非移民」 (nonimmigrants) がある。

(1) 割当移民は、本法所定の条件にしたがい、1国につき50人、無国籍者50人を限度として毎年入国が認められ、フィリピンの在外領事代表は入国許可を与える前に割当移民の資格を調査・立証する任務が与えられている。

非割当移民は、人数の制限なしに入国を認められるが、その資格はつぎのように定められている (第13条)。

(4) フィリピン市民の配偶者、または21才未満の独身 (unmarried) の

子供

(ロ) 従前合法的にフィリピン永住を許されていた外国人母親の外国旅行中に生れた子供

(イ) 母親の移民査証発行後、査証の有効期間中に生れた子供

(ニ) フィリピン市民であった婦人であって、外国人との結婚のため、または夫がフィリピン市民権を失ったため、市民権を失った者およびその21才未満の独身の子供

(ホ) 従前合法的にフィリピン永住を許され一時的外国旅行から従前の住所に帰ってきた者

(2) 非移民(nonimmigrants)は、一時的に入国を許される者で、非移民として入国を許可される者は、次のカテゴリーの一つに属し他に支障のない者である(第9条)。

(イ) 商用・遊覧または健康上の理由による一時的訪問者

(ロ) 外国の目的地へ向う通過客

(ハ) フィリピンの港(または空港)に到着し、一時的または専ら職務遂行上入国しようとしている乗員

(ニ) 通商航海条約の規定にしたがって専ら自国との貿易を行うために入国する資格をもつ外国人およびその妻ならびに21才未満の独身の子供

(ホ) フィリピンが承認している外国政府承認の官吏およびその家族ならびに随伴者(attendants) 召使および使用人

(ケ) 18才以上の学生で、移民局長の承認するハイスクール以上の教育課程を受ける目的だけのために入国せんとする者で、国内に十分な手段と援助のある者

(コ) 契約済の雇用のため入国する外国人で、本法第20条〔〔注〕非割当民の移民査証に関する規定〕により査証の発行が認められている者および

フィリピン移民法

その妻ならびに21才未満の独身の子供——この場合は入国後6カ月までは非移民として扱う。

(3) このような移民・非移民は、入国に際し、非移民の場合は、有効期限内の旅券またはこれに準ずる自由政府発行の公文書と有効な旅券査証、移民の場合は、同じく旅券または公文書と領事官 (consular officers) の発行した有効な移民査証を提出しなければならない。但し、両親の査証が発行されその有効期限内に生れた子供の場合、本法第9条(e)に定める乗員である非移民の場合、第13条(e)および(f)に定める移民の場合には、このような書類の提出は免除せられる (第10条・15条)。

3. 旅券査証・移民査証

移民査証に関する規定は、割当移民と非割当移民とに分けられているが、割当移民には優先移民の制度があって、21才未満のフィリピン市民の両親、永住のための入国が法律により許可された外国人の配偶者およびその21才未満の独身の子供が優先される (第19条)。非割当移民の査証は、非割当の地位を要求する移民がその資格について十分立証せられた場合領事官が発行する。なお、契約済の雇用のため入国する非移民の旅券査証は、その者が望んでいる労働または役務を希望し、かつ能力がある者が国内に見当たらないこと、およびその入国が公共の利益に合致することを立証する申立書 (petition) を移民局長に提出し、移民委員会においてこれを承認した場合でなければ発行されない (第20条 a)。移民査証または旅券査証が詐欺または虚偽の陳述によって入手された場合は、領事官または移民委員会は査証の発行を取消することになっている (第23条)。

移民・非移民以外に入国を許されるのは再入国の場合で、合法的に居住する外国人が一時フィリピンを離れようとするときは移民局長に申請を行い、

許可があれば1年間有効である。但し、この許可は1年毎に更新することができる。査証と同様再入国許可も詐欺または虚偽の陳述によることが明らかになれば取消される（第23条）。

4. 入国拒否・強制退去

(1) 入国拒否 つぎに該当する外国人は入国を拒否されることになっている（第29条a）。

(i) 白痴または精神病者のおよびかつて精神病者であった者

(ii) 悪性もしくは危険な伝染病患者またはてんかん患者

(iii) 破れん恥を含む罪の宣告を受けた者

(iv) 売春婦・売春仲介者または一切の不道德な目的のために入国しようとする者

(v) 公共の負担（public charge）になるおそれある者

(vi) 貧民・放浪者および乞食

(vii) 多妻主義を實踐する者、これを信奉またはその実践を唱道する者

(viii) 暴力によるフィリピン政府、その構成法および権威の転覆を信じ、助言し、もしくは唱道する者、政府組織に信頼せずもしくは反対する者、公務員をその公務の故に襲撃もしくは暗殺することを唱道する者、フィリピン憲法に反する主義・理論・思想を唱道もしくは教育する者、またはかかる教義を抱懐もしくは教育する組織の会員であるかまたはこれに関係している者

(ix) 15才以上の者でいづれかの一つの言語の通常の文字さえ読めない者（但し、合法的に国内に居住するフィリピン市民または外国人の祖父母・両親・配偶者・子供の場合を除く）

(x) 入国を拒否された外国人に随伴する家族（但書あり）

フィリピン移民法

(6) 保護または後見の必要な精神的肉体的無能力者または幼児で、入国を拒否された者に同伴する者

(7) 15才未満の子供で両親の同伴しない場合または両親のもとに来るのではない場合（移民局長の裁量権あり）

(8) 密航者（同上）

(9) 不熟練労働のため入国しようとする者（但し、前記第20条による非移民労働者の場合は除く）

(10) 入国を拒否された者または強制退去を受けた者（移民局長の条件付裁量権あり）

(11) かつて貧窮外国人として政府の費用で退去された者、および再入国許可の申請について移民委員会の同意を得ていない者

(12) 入国に必要な書類を所持しない者

このような入国拒否の条項にも拘らず、移民局長は、一時的外国旅行から帰国した合法的居住者の外国人、または、一時的入国を申請する外国人に入国を許可する裁量権が与えられている（第29条）。

(2) 強制退去 つぎに該当する外国人は、移民局長またはその指名する官吏の発する令状により逮捕され、移民委員会が理由ありと決定した後、退去を強制される（第37条 a）。

(i) 虚偽もしくはあいまいな（misleading）陳述により、または、移民局の検査または入国許可なくして入国した外国人

(ii) 入国時に合法的に入国できなかった外国人

(iii) フィリピン国内で有罪の判決を受け、入国後5年以内に破れん罪を含む犯罪のため1年以上の刑を宣告された外国人、または、入国後1回以上同様の有罪の判決を受け刑の宣告を受けた外国人

(iv) 禁止薬品に関する法律違反のため有罪の判決を受け刑を宣告された

外国人

(a) 売春を行う外国人，売春宿に同宿またはその経営に関係し，もしくは売春を仲介する外国人

(b) 入国後5年以内に公共の負担となる外国人

(c) 非移民として入国を許された際の制限または条件に違反したフィリピン滞在中の外国人

(d) 暴力によるフィリピン政府，その構成法および権威の転覆を信じ，助言し，もしくは唱道する者，政府組織に信頼せずもしくは反対する者，公務員をその公務の故に襲撃もしくは暗殺することを助言・唱道・教育する外国人，不法に財産を破壊することを助言・唱道・教育する外国人，かかる教義を抱懐・唱道・教育する組織の会員であるか，またはこれに関係している外国人，もしくは，かかる教義の宣伝のため財政上その他の援助を何らかの方法で与える外国人

(e) 本法第45条および第46条に定める行為の一つをおかした外国人

(f) 入国後5年以内に1941年フィリピン外国人登録法（連邦法 No. 659）違反の判決を受けた外国人，または，入国後いかなる時機にせよ同法違反の判決を1回以上受けた外国人

(g) 売春・隠退蔵・闇取引に従事する外国人

(h) フィリピン帰化法（改正法）（連邦法 No. 473）またはフィリピン市民権の取得に関する他の法律により有罪の判決を受けた外国人

(i) 失踪または財産譲渡により財産の差押えまたはその執行を阻止して債権者を詐取した外国人

このような外国人に対して強制退去を行うときは，明確な根拠が知らされなければならない，また移民局長の定める規則にしたがって審問（hearing）の機会が与えられることになっている。なお，強制退去手続の際，外

フィリピン移民法

国人は、自分が合法的に入国したこと、および入国の時・場所・方法を立証しなければならない。

強制退去の手段中拘留された外国人は、保釈金を納めるかまたは移民局長の定める条件にしたがって釈放されることが認められている。退去命令を受けた外国人の移送先は、その外国人が出発した国、出発した外国の港または空港、出生国、市民権をもつ国、フィリピンに来る前に居住していた国の中から移民局長が選択して決定する。強制退去の手段が入国後5年以内に開始された時は、強制退去がその外国人の入国後の事由によるものでない限り、船舶または航空機の所有者が退去に要する費用を負担するのが原則になっているが、それができないときは政府支出金から支弁される。

5. 手数料

フィリピンに入国または滞在しようとする外国人は、つぎに定めるような役務に対して大蔵省に手数料を支払わなければならない(第42条)。

(1) 非移民の旅券査証申請	10ペソ
(2) 非移民の旅券査証	20 "
(3) 再入国許可	20 "
(4) 再入国許可の延長	20 "
(5) 移民査証の申請	10ペソ
(6) 移民査証	20 "
(7) 居住の公認 (legalization)	50 "
(8) 優先割当移民の請願	40 "
(9) 契約済雇用のための非移民査証の請願	80 "
(10) 居住証明	50 "
(ii) 居住証明書の写	40 "

第6章 出入国関係法

(12) 再入国許可の写	40 "
(13) 居住公認証明書の写	40 "
(14) 宣誓による再入国許可延長の申請	5 "
(15) 訴願 (appeal) または請願 (petition) に対する再審問 (rehearing) または再審査 (reconsideration)	10 "
(16) 外国入登録または移民関係書類の修正または破棄に対する請願	10 "
(17) 一時的滞在の延長 (1月分)	10 "
(18) 非移民学生の2年を超える滞在 (1年につき)	50 "
(19) 到着証明または身分証明	10 "
(20) その他すべての証明	5 "

以上のような手数料は、外国政府職員、その家族、随行者、召使、使用人に対する旅券査証に対しては課せられない。また、国外の目的地に向けて移動する非移民の旅券査証についても同様である。

6. 罰 則

本法に違反した船舶または航空機の船長または機長等に対する行政罰 (第44条) のほか、つぎの各号に該当する者は1000ペソ以下の罰金および2年以下の懲役を併科される (第45, 46条)。

- (1) 移民関係書類申請の際、他人の名義を詐称、死者の名を偽称、偽名もしくは仮名の下に移民関係法を潜脱した者
- (2) 移民関係書類を権利のない者に発行、その他処理した者
- (3) 虚偽と知りながら移民関係書類を入手、受領または使用した者
- (4) 移民官の検査および入国許可なくして入国、または故意に虚偽、あるいはいまいな (misleading) 代理により、もしくは故意に事実を隠蔽して入

フィリピン移民法

国した外国人

(5) 不正な目的のためフィリピン市民の代理となって移民関係法の要件を回避した外国人

(6) 情を知りながら宣誓の上、虚偽の陳述または代理を行なった外国人

(7) 移民出港許可証 (emigration clearance certificate) を入手しないで出国した外国人

(8) 前各号の行為を企てまたは他の者と共謀した者

また、移民官の入国許可のない外国人、移移関係法による入国または居住の資格のない外国人を国内に導入もしくは上陸させた者、上記の行為を企図、共謀または援助した者、移民官の検査と入国許可なしに入国した外国人、故意、虚偽、あいまいな代理または事実を故意に隠蔽して入国した外国人は、1万ペソ以下の罰金および10年以下の懲役を併科せられ、その上外国人の場合は、退去を強制されることになっている。

7. その他

本法の適用については二つの大きな除外規定がある。その一つは大統領の権限によるものであり、他の一つは外国政府職員に関するものである。

(1) 大統領は公共の利益を守るため、本法の規定にかかわらずつぎのことは行う権限が与えられている (第47条)。

(i) すべての非移民についての書類上の必要条件を自ら課する条件にしたがって不用とする (waive) こと

(ii) 本法の他の条項に反しない限り、一時的渡航者である外国人を非移民として入国を認めること

(iii) 移民のための旅券の必要条件を自ら定める条件にしたがって不用とすること

第6章 出入国関係法

(イ) 相互主義を前提として、ある国からのすべての非移民について旅券査証の手数料を減額もしくは免除すること

(ロ) コレラその他の伝染病または接触伝染病の流行している国からの外国人の入国を停止すること

以上のほか、人道上の理由から、宗教・政治・人種等の理由による難民の入国を公共の利益を害しない限り許可することも大統領の権限として認められている。

(2) 外国政府職員については、その政府が承認されており、かつ、その職員がその政府の公用を帯びている場合には、職員、その家族、随行者 (attendants)、召使、使用人には、本法の適用が除外されることになっている (第48条)。

(3) 外国人の入国に際し、前述の入国拒否条項に該当するか否かを決定するのは、第一次的には入国審査官 (examining immigration officer)、第二次的には特別審理委員会 (board of special inquiry) である。入国審査官は、当該外国人が上陸の資格があるか否かを決定できないときは、大統領の任命する特別審理委員会の調査に委ねるため、その外国人を收容することができる。

特別審理委員会は、外国人の入国または上陸を許可すべきか否かを決定し、移民局長は裁量権をもつ入国拒否条項についての決定と勧告とを行う権限が与えられている (第27条 b)。また委員会は、審問 (hearing) を行い、委員会の決定は、移民委員会が訴願に対し、または自発的に反対の決定を行わない限り最終的なものとされる。

以上のほか、到着外国人の身体検査 (第28条)、移民人頭税 (immigration head tax) (第31条)、乗員名簿 (crew list) の提出、輸送会社の責任 (第32条・33条・35条・36条)、輸送会社に対する罰金 (第44条)、各種の保証金 (第40

フィリピン移民法

条), 困窮外国人の立退き (第43条) 等の規定がある。

〈注〉 1. 「移民」(immigration) の語は非移民を除き, フィリピンを目的地として外国から出発した外国人を指すものと定義せられている。“emigration” の移民は, 本法には殆んど出てこないのが, 紛れる恐れがあるので, この場合は移民 (emigration) とした。

2. 「移民関係法」(immigration Laws) は, 本法のほか, 外国人の入国, 入国拒否, 強制退去, 帰国に関して今後制定される他の一切の法律を意味するとされている。

3. 「独身者」(unmarried) とは, 以前に結婚したかどうかは別として, 入国時に結婚していない者をいう。

CONFERENCE REPORT

The Conference Committee on the disagreeing provisions of the two measures, viz :

Senate Bill No. 80, entitled :

AN ACT DECLARING THE POLICY OF THE STATE ON FOREIGN CAPITAL INVESTMENTS IN THE PHILIPPINES, PROVIDING FOR THE IMPLEMENTATION THEREOF, AND FOR OTHER PURPOSES.

and House Bill No. 2046, entitled :

AN ACT TO PROVIDE A SOUND BASIS FOR FOREIGN CAPITAL INVESTMENT IN THE PHILIPPINES, PROVIDING FOR THE ADMINISTRATION OF THIS ACT BY THE NATIONAL ECONOMIC COUNCIL, and FOR OTHER PURPOSES,

after having met and fully discussed the subject matter in the conference, has come to an agreement, and the conferees hereby recommend to their respective Houses the following :

That the two bills be consolidated as per attached copy and that the same be approved.

Respectfully submitted :

(SGD) EDMUNDO B. CEA

(SGD) JOSE ROY

(SGD) GIL J. PUYAT

(SGD) APOLINARIO APACIBLE

(SGD) AMBROSIO PADILLA

(SGD) FERDINAND MARCOS

On the part of the Senate

On the part of the House

June 6, 1958.

DECLARING THE POLICY OF THE STATE ON TCA NA
FOREIGN CAPITAL INVESTMENT IN THE PHILIPPINES,
PROVID- ING FOR THE IMPLEMENTATION THEREOF,
AND FOR OTHER PURPOSES.

*Be it enacted by the Senate and House of Representatives
of the Philipping in Congress assembled :*

SECTION 1. *Short Title.*—This Act shall be known as the
FOREIGN INVESTMENT LAW.

SEC. 2. *Declaration of Policy.*—Subject to the constitutional
limitations and international trade agreements and the provisions
of existing laws, it is herely declared to be the policy of the state
that the development program of the Philippines must be based,
and should rely mainly, on domestic financing, but foreign capital
investments are welcome, preferably in partnership with Philippine
capital, provided they satisfy the following conditions :

(a) They are considered necessary to the economic develop-
ment and welfare of the citizen of the Philippines and will not
prejudice the national security or waste natural resources ;

(b) They will not result in restraint of trade and discrimina-
tory practices, such as, among others, the discrimination against
citizens of the Philippines in their investment, employment and/or
compensation ;

(c) They will not operate in a particular line of industry
wherein domestic investors are already established ; or engage in
the import, the wholesale or the retail trade, and they will not be
used to supply perent companies abroad or other non-resident com-
panies with raw materials or semi-finished products ;

(d) They will promote the development of essential industries

or of public services;

(e) That, if the foreign capital is invested in manufacturing, the enterprise will utilize only local materials which are produced, raised, grown or processed in the Philippines whenever available in sufficient quantity for the purpose as may be determined by the National Economic Council: *Provided*, however, That whenever possible said enterprise shall encourage and promote the production of raw materials necessary in its industry in such manner as the National Economic Council may provide; and

(f) they will result in the further training of Filipino technicians and labor in the operation of the industry.

SEC. 3. On all matters provided for in this Act, the decisions and actuations of the National Economic Council shall be final and binding on all offices and institutions of the Government, including the Central Bank. The National Economic Council, within 120 days after the approval of this Act, shall:

(a) determine the specific industries wherein the investment of foreign capital will promote a sound economic development and stability of the country taking into consideration the conditions laid down in section 2 hereof;

(b) provide, *through the Philippine Diplomatic Missions*, information to prospective investors abroad about said industries, the raw materials locally available therefor, market conditions, labor supply, and other data which may be of interest to them;

(c) formulate such rules and regulations as may be necessary for the implementation of this Act, which rules and regulations shall be widely publicized and circularized, as possible, in the Philippines and abroad; and

(d) submit to both Houses of Congress within thirty days after the opening of the annual regular sessions, a report on all matters considered by the Council in pursuance of the provisions

of this Act.

The Members of the National Economic Council representing the Senate and the House of Representatives shall be disqualified from taking part in the executive functions of the Council under this Act.

SEC. 4. *Time within which to act on all application.*—Applications for authority to engage in an enterprise or industry under the provisions of this Act and all requests for a permit, license, ruling or decision on any matter falling within the purview of this Act shall be presented to the National Economic Council which shall act upon and decide the same within thirty days from the date of receipt of such application or request; *Provided*, That if the data needed by the National Economic Council before any application or petition can be properly decided are such that, by reason of their nature or source, a longer period is rendered necessary, the National Economic Council shall have an additional period of thirty days within which to decide such application or petition.

SEC. 5. *Rights of foreign capital investments.*—Alien or foreign investors, whether natural or juridical persons, who have been allowed to engage in any of the industries mentioned in the preceding section, shall be permitted to bring into this country from abroad for the establishment, development, and expansion of the industry in which they will engage:

- (a) capital in the form of foreign exchange;
- (b) machinery, equipment, instruments and the like, machinery components, raw materials not locally available and other capital goods under no-dollar remittance basis, any provision of Republic Act Numbered Fourteen hundred and ten to the contrary notwithstanding; *Provided*, That the enterprise shall be permitted to import only such items enumerated above actually needed by it as shall be determined by rules and regulations of the National Econo-

mic Council subject to the provisions of subsection (f) of section two;

(c) intangible assets such as licenses, patent rights, trade marks, and service names as long as they do not infringe upon vested rights already acquired;

(d) alien or foreign managerial representatives and immediate members of their families consisting of the spouse and the dependent children;

(e) alien or foreign experts and technicians who are needed for the establishment, operation and maintenance of the industry and for the training of Filipino experts and technicians; and

(f) the immediate members of the families, as provided in paragraph (d) above, of the persons mentioned in paragraph (e) of this section.

Persons mentioned in paragraph (d) may stay in the Philippines as long as the authorized industry and business is in operation and as long as their services are indispensable to that corporation; *Provided, however,* that in no case shall they be allowed to work in any other corporation. Those mentioned in paragraphs (e) and (f) may remain therein for a period of not more than four years. In no case however may the benefits and privileges provided in paragraphs (d), (e) and (f) be availed of where the actual investment in the authorized industry is less than two hundred thousand pesos.

SEC. 6. *Repatriation of capital investments and remittance of profits.*—Foreign investors engaged in industries in the Philippines who brought in an invested foreign capital after the approval of this Act shall be allowed to transfer abroad:

(a) From twenty-five *per centum* to ninety *per centum* of the amounts of profits they realized in their investments after December thirty-first of each year, as determined under the tax laws in force, the specific amount allowed in each individual case to be determined

in accordance with a schedule of preferences which the National Economic Council is hereby directed to formulate taking into consideration the contribution of the investments to the national income, their effect on the balance of payments position, their contribution to the promotion of employment, and the essentiality of the product. The Central Bank shall set aside from its international reserve such amount as may be necessary to answer for all such remittance abroad;

(b) Such foreign capital investment during such period and in such amounts as may be determined by the National Economic Council;

(c) Payments on the principal and interest in the case of loans obtained from foreign countries as may be determined by the National Economic Council; *Provided*, That such payments shall not in any one year exceed fifty *per centum* of the principal and interest of such loans;

(d) Foreign investments, funds or assets in the Philippines now subject to repatriation under the rules and regulations of the Central Bank of the Philippines shall henceforth not be subject to repatriation except when such foreign investments, funds or assets are, with the approval of the National Economic Council, reinvested for the expansion of the enterprises, or are reinvested in other industries in accordance with the provisions of this Act in which case the repatriation of capital and the remittance of profits shall be allowed as herein provided.

Provided, That, notwithstanding the provisions of existing laws or regulations to the contrary notwithstanding, all dollar-producing industries, whether of foreign or local capital, meeting the conditions set in this Act, shall be given priority in the use of dollars produced by these industries for the importation of all machineries, equipments, tools, raw materials not available locally, and other capital goods needed

by these industries. In no case, however, shall the dollar allocation be given in excess of dollars actually produced by these industries: *Provided, further,* That all the dollars produced or earned by such industries shall be set aside as a special fund from which shall be drawn the foreign exchange necessary for the imports as may be herein authorized as decided by the National Economic Council.

SEC. 7. *Reinvestment of profits*.—The net profits realized by the approved enterprise or industry, including any industry or enterprise already existing in the Philippines prior to the approval of this Act, may, with the approval of the National Economic Council, be reinvested and added, in whole or in part, to the original foreign capital investment, or invested in some other enterprise or industry approved by the National Economic Council.

SEC. 8. *Foreign loans*.—Foreign loans may be contracted by any person, partnership, company or enterprise but only in such amount as shall be necessary for use in the enterprise authorized or which may be authorized under the provisions of this Act.

SEC. 9. *Obligations of foreign capital investments*.—All business enterprise operating under the provisions of this Act shall:

(a) Make a verified report to the National Economic Council every June thirty and December thirty-one of every year which shall state (1) the names of all aliens in their employment, indicating the compensation and other emoluments of each; (2) date of their arrival in the Philippines; (3) the original date of their employ in the Philippines; (4) nature of their work or employment with the company; and (5) names of all the immediate members of their families residing in the Philippines;

(b) Make an annual report which shall include a balance sheet and income statement (profit and loss) supported by schedules showing wages paid, local materials purchased, and all foreign exchange disbursement.

The National Economic Council shall furnish the Senate, the House of Representatives, the Commission on Immigration and the Central Bank a copy of each of the report mentioned in paragraph (a) hereof.

SEC. 10. *Rights and privileges available to non-resident Filipinos and to local capital.*—All right and privilges herein granted to foreign capital investment and/or the equivalent of such rights and privileges shall be available likewise to capital that may be invested by non-resident Filipinos in such industries as are allowed to be established under this Act if the capital comes from outside the Philippines. Likewise, such rights and privileges shall be available to local capital that may be invested in industries as are allowed under this Act, except the right to repatriate capital and to remit profits.

SEC. 11. *Penal provisions.*—Any violation of the provisions of this Act, or of any rule or regulation promulgated by the National Economic Council implementing this Act, shall be punished with a fine not exceeding two thousand pesos (2,000) or imprisonment of not more than one year, or both, in the discretion of the court.

SEC. 12. *Repeal of inconsistent laws.*—Save the provisions of Republic Act Numbered Fourteen hundred and ten and the rules and regulations promulgated thereunder, all Acts or parts of Acts, Executive Orders, Administrative Orders, rules or regulations, and circulars which are inconsistent with the provisions of this Act are hereby repealed.

SEC. 13. *Additional appropriation for National Economic Council.*—The sum of the hundred thousand pesos is hereby appropriated from the General Fund for the fiscal year 1958-1959 in order to carry out the provisions of this Act. Subsequent appropriations shall be included in the regular General Appropriation Act.

SEC. 14. *EFFECTIVITY.*—This Act shall take effect upon its approval.

Approved. . . .

監 修
大 原 栄 一

東南アジア経済関係法令集
— フィリピン —

昭和35年3月31日発行

編集兼発行者 社団法人 ア ジ ア 協 会
発 行 所 社団法人 ア ジ ア 協 会
東京都港区赤坂新坂町38
電話(408)4261(代表)～8

非 売 品

